

令和 5 年第 4 回定例会

神津島村議会会議録

令和 5 年 12 月 5 日 開会

令和 5 年 12 月 6 日 閉会

神津島村議会

令和5年第4回神津島村議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月5日)

議事日程	3
出席議員	3
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名について	5
会期の決定について	5
諸般の報告	6
一般質問	18
中村親夫君	18
鈴木佑典君	24
議案第42号～議案第45号の上程、説明、質疑、採決	39
議案第46号の上程、説明、質疑、採決	45
議案第47号の上程、説明、質疑、採決	49
議案第48号の上程、説明、質疑、採決	52
議案第49号の上程、説明、質疑、採決	54
延会の宣告	65

第 2 号 (12月6日)

議事日程	67
出席議員	67
欠席議員	67
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	67

事務局職員出席者	6 8
開議の宣告	6 9
産業観光課長発言	6 9
議案第 5 0 号の上程、説明、質疑、採決	6 9
議案第 5 1 号の上程、説明、質疑、採決	7 1
議案第 5 2 号の上程、説明、質疑、採決	7 4
議案第 5 3 号の上程、説明、質疑、採決	7 5
議案第 5 4 号の上程、説明、質疑、採決	7 6
日程の追加について	7 6
議案第 5 5 号の上程、説明、質疑、採決	7 6
行政報告に対する質疑	7 7
福祉課長発言	8 2
村長挨拶	8 2
閉議及び閉会の宣告	8 3
署名議員	8 5
議案等審議結果一覧	8 7

令和 5 年神津島村議会第 4 回定例会を、次のように招集する旨の告示をしたので通知します。

令和 5 年 1 2 月 1 日

神津島村長 前 田 弘

記

1 日 時 令和 5 年 1 2 月 5 日 午前 9 時 3 0 分

2 場 所 神津島村役場 2 階会議室

3 議 件

- 1 議案第 4 2 号 神津島村常勤職員に対する給与条例の一部を改正する条例
- 2 議案第 4 3 号 神津島村長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 議案第 4 4 号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 議案第 4 5 号 神津島村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 議案第 4 6 号 神津島村税条例の一部を改正する条例
- 6 議案第 4 7 号 神津島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 7 議案第 4 8 号 東京都島嶼町村一部事務組合の共同処理する事務の変更及び東京都島嶼町村一部事務組合同規約の変更について
- 8 議案第 4 9 号 令和 5 年度東京都神津島村一般会計補正予算（第 5 号）
- 9 議案第 5 0 号 令和 5 年度東京都神津島村簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 0 議案第 5 1 号 令和 5 年度東京都神津島村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 1 議案第 5 2 号 令和 5 年度東京都神津島村農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 2 議案第 5 3 号 令和 5 年度東京都神津島村介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 3 議案第 5 4 号 令和 5 年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

○応招・不応招議員

応招議員（８名）

１番 小 林 正吾郎 君

３番 清 水 勉 君

５番 関 真 樹 君

７番 鈴 木 国 忠 君

２番 清 水 勝 彦 君

４番 鈴 木 佑 典 君

６番 中 村 親 夫 君

８番 石 田 隆美智 君

不応招議員（なし）

令和 5 年 1 2 月 5 日

(第 1 号)

令和５年第４回神津島村議会定例会会議録

議 事 日 程 （第１号）

令和５年１２月５日（火曜日）午前９時３０分開会

- 第 １ 会議録署名議員の指名について
- 第 ２ 会期の決定について
- 第 ３ 諸報告 諸般の報告
- 第 ４ 一般質問
- 第 ５ 議案第４２号 神津島村常勤職員に対する給与条例の一部を改正する条例
- 第 ６ 議案第４３号 神津島村長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 ７ 議案第４４号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 ８ 議案第４５号 神津島村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第 ９ 議案第４６号 神津島村税条例の一部を改正する条例
- 第１０ 議案第４７号 神津島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第１１ 議案第４８号 東京都島嶼町村一部事務組合の共同処理する事務の変更及び東京都島嶼町村一部事務組合規約の変更について
- 第１２ 議案第４９号 令和５年度東京都神津島村一般会計補正予算（第５号）
- 第１３ 議案第５０号 令和５年度東京都神津島村簡易水道特別会計補正予算（第２号）
- 第１４ 議案第５１号 令和５年度東京都神津島村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
- 第１５ 議案第５２号 令和５年度東京都神津島村農業集落排水特別会計補正予算（第２号）
- 第１６ 議案第５３号 令和５年度東京都神津島村介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
- 第１７ 議案第５４号 令和５年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

出席議員（８名）

１番 小 林 正吾郎 君

２番 清 水 勝 彦 君

3番 清水 勉 君

4番 鈴木 佑典 君

5番 関 真樹 君

6番 中村 親夫 君

7番 鈴木 国忠 君

8番 石田 隆美智 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 前 田 弘 君

副 村 長 桜 井 隆 明 君

教 育 長 清 水 一 正 君

総 務 課 長
(情報通信課長兼務) 鈴木 敦 君

企画財政課長 高 橋 寛 規 君

福 祉 課 長 小 川 徳 征 君

保健医療課長 鈴 木 龍 也 君

建 設 課 長 浜 川 浩 一 君

産業観光課長 渡 辺 匡 哉 君

教 育 課 長 氏 井 重 和 君

保 育 園 長 藤 井 小百合 君

空港消防所長 清 水 豊 君

企画財政課
課 長 補 佐 清 水 国 光 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 土 谷 文 康 君

傍聴人（2名）

大 貫 智 弘 君

新 井 正 浩 君

◎開会及び開議の宣告

○議長（石田隆美智君） おはようございます。

ただいまから、令和5年第4回定例会を開会いたします。会議に入る前にお知らせします。
本日、建設課長、浜川浩一君から、上京中とのことで欠席の連絡を受けております。
それでは直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（石田隆美智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期会議録署名議員は、2番、清水勝彦君、3番、清水 勉君を指名します。よろしくお
願いします。

◎会期の決定について

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第2、会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議いただいております。

ここで議会運営委員会委員長報告を鈴木委員長に求めます。

委員長、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 議会運営委員会からの報告をいたします。

去る12月1日金曜日午前9時30分より、議長と事務局の同席を得て、委員会を開会しまし
た。

本定例会には条例の改正6件、規約の変更1件、令和5年度補正予算6件を含む13案件が
上程されております。また、一般質問は2名の提出者があり、受理されております。

以上を審議し、今会期日程については、本日から12月22日までの18日間とし、会期中の日
程については、お手元に配付いたしました議事日程のとおりです。

また、福岡県行橋市議会議員より、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求め
る意見書の採択を求める陳情書が提出されましたが、内容を十分に精査した上で審議するこ
ととし、今回は議長預かりとなりました。

以上、議会運営委員会報告を終わります。

○議長（石田隆美智君） ご苦労さまでした。

ここでお諮りします。

会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月22日までの18日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月22日までの18日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第3、諸報告を行います。

1として、令和5年第3回臨時会会議録署名報告を5番、関 真樹君に求めます。

5番、関君。

○5番（関 真樹君） 令和5年第3回臨時会会議録署名報告をいたします。

令和5年第3回臨時会会議録署名報告をいたします。9月1日午前10時30分より、石田議長、中村議員と私とで、議員控室にて会議録13ページを閲覧し、慎重に精査した結果、正確と認め署名いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石田隆美智君） ご苦労さまでした。

続きまして、2として、令和5年第3回定例会会議録署名報告を7番、鈴木国忠君に求めます。

7番、鈴木君。

○7番（鈴木国忠君） 令和5年第3回定例会会議録署名報告をいたします。11月1日午前9時より、小林副議長と私とで、議員控室において会議録84ページを閲覧し、慎重に精査した結果、誤字7か所の訂正を行い、あとは正確と認め署名いたしました。

なお、石田議長は別の日に署名をしております。

以上、報告を終わります。

○議長（石田隆美智君） ご苦労さまでした。

続きまして、3として、議員研修報告を1番、小林正吾郎君に求めます。

1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君） 令和5年度神津島村議会議員自主研修報告をいたします。

10月23日より、令和5年度の自主研修を行いました。

初日は、島嶼会館会議室において、12月定例会からのタブレット導入に向け、タブレット本体の基本動作、ペーパーレス議会システムアプリ「サイドブックス」の操作方法について受講してきました。

こちらは昨年度も開催しましたが、改選後は初めてとなります。

翌24日より、長崎県五島列島の小値賀島へ向かいました。

長崎県北松浦郡小値賀町は大小17の島で構成され、総面積は25.46平方キロメートル、人口は令和2年度で2,288人、高齢化率は令和2年度で50.8%とのことです。

小値賀町役場において、小値賀町議会より宮崎議長をはじめとした4名の議員、小値賀町教育委員会より、中村教育長、牧尾教育次長、神崎教育総務係長にご対応いただき、小中高一貫教育についてお話を伺ってきました。

平成9、10年度に長崎県が立ち上げた島の活性化対策「島」振興若者定着事業の一環として、連携型小中高一貫教育の研究が開始されたことがきっかけのようです。

さらに、平成11、12年度には文部省からの指定を受け、2か年にわたって小値賀中学校と県立北松西高等学校による連携型小中高一貫教育の研究実践が行われ、平成17年3月に小値賀地区小中高一貫教育の研究を開始、平成19年度施行、平成20年度から本格実施。児童・生徒数が減少する中、教育水準の向上と、子供たちの夢の実現に向けて、12年間の一貫した流れの中で様々な取組を進める必要があったとのことです。

小中高一貫教育の取組では、小中高の教職員の教科における専門性を生かし、児童・生徒の学力向上を図る「乗り入れ授業」、中学3年生が高校の学習方法を学ぶため、高校の教員が主となり授業を行う「つなぎ授業」、小学6年生と中学1年生が一緒に授業を行う「合同教科」が実施されており、行事においては小中高一貫合同遠足、小中高一貫海浜清掃、中高合同体育祭などが行われています。

また、小学6年生での議会見学、中学3年生での模擬議会、高校3年生での研究発表を行い、「知る」「問う」「提案する」をテーマに、議会を通して全員参加型の系統化された「キャリア教育・ふるさと教育」で、「地域探求」を深めているとのことで、この取組は村議会としても参考になるものでした。

町役場での説明会后、平成25年に完成した小中合同校舎を見学させていただきました。もともとは小学校、中学校と別々の校舎だったそうですが、12年間を通した連続性、継続性のある教育活動の中で、確かな学力の定着と郷土に根ざした小中高一貫教育が平成20年度から

本格実施となったことが合同校舎にした契機となったそうです。木造の明るく温かみのある開かれた雰囲気の校舎で、音楽室、理科室、保健室、図書室などは、小中共用ゾーンとなっており、職員数は小・中の教職員が一緒の部屋になっていました。

加えて、ふるさと留学も3年前から始められているそうで、寮の見学も急遽させていただきました。小値賀町では小・中学生が対象で、小学生はホームステイ、中学生は寮での生活をしています。今後は、高校生の受入れも検討されているとのことで意見交換をしてきました。

以上、報告を終わります。

○議長（石田隆美智君） ご苦労さまでした。

続きまして、4として議長報告を行います。

9月の議会運営委員会以後の説明をしています。

9月6日、令和5年第3回定例会が開会され、6日、7日と審議され、8日から27日までを休会とし、28日に再開し、同日閉会しております。

15日、令和5年神津島村敬老会が開催され出席しております。このときには、90歳以上の方が50名いるというような話がされました。

24日、令和5年やすらぎの里敬老会に出席しております。このときには、今年度、100歳になられる方が5名いらっしゃるということで、お祝い品の贈呈がありました。

30日に中学校運動会に出席しております。全生徒39名と少なく、生徒たちが休む暇もなく、次から次へと競技するのは大変だなというふうな実感をいたしました。

10月14日、小学校運動会に出席しております。小学生のきびきびした動き、演技に対する真剣さを見て感動しました。

16日、コロナで中断しておりました三島交流会の開催の要望を都庁の各部局に訪問し、要望してまいりました。

17日に、村長とともに、千代田区長、区議会の議長を表敬訪問しております。

21日、第46回村民運動会が開催され、出席しております。このときに、三宅都議会議員、生稲参議院議員が来島され、運動会を観戦されて帰りました。

23日から27日までは自主研修で、先ほど1番、副議長の小林君が報告したとおりの内容で議員研修を行っております。

28日、多摩東京移管130周年記念式典が立川で開催され、これに出席しております。

11月7日、東京都島しょ町村議会議長会第2回臨時総会に出席しております。

8日から9日、東京都町村議会議長会先進町村議会視察で、鳥取県の琴浦町議会に行っております。この琴浦町議会は、住民にアンケート調査をしたり、議会の基本条例とか議会の政治倫理条例とかを制定しているところで、国からも表彰されております。

10日、島嶼町村一部事務組合第1回臨時会に出席しております。これは午前中で終わって、午後から令和5年度佐久市の農業祭に出席しております。

15日、議会だより編集委員会が開催され出席しております。

18日、健康福祉まつりが実施され、結構にぎわっておりましたが、この日に東京都歯科医師会の副会長等の来島が予定されましたが、船便の欠航のため、懇談会は中止になっております。

22日、神津島村制定100周年記念の夕食懇談会を奥多摩町町長、議長及び佐久市の市長、議長、ほかの方の参加を得まして、懇談会を開いております。

23日、神津島村制定100周年記念の式典及び商工産業まつりが開催されております。

28日、第41回離島振興市町村議会議長会全国大会が半蔵門のグランドアーク半蔵門で開催され出席しております。

翌29日、第67回町村議会議長全国大会をNHKホールにて開催され、出席しております。

12月1日、議会運営委員会が開催され出席しております。

以上のとおり報告いたします。

続きまして、5として、行政報告を村長に求めます。

村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、お手元の村長報告によりまして、主な部分につきまして、説明、報告させていただきます。

まず、9月の1日ですが、職員の非常時の参集訓練、これは定例の訓練として実施しております。またそのほかに、津波に特化した避難訓練ということで、周知の訓練を実施しております。

神津島エコツーリズム認定証の授与式につきましては、前回もお伝えしたところですが、その後、9月の12日に、これは第3回の定例会が終わった後ですが、第2回目のエコツーリズム推進協議会が開催されておまして、その中で、今後、平成6年度の事業計画等が決まっております。これについては、また後ほど皆さんのほうには資料としてお配りしたいと思います。

それと、神津島エコツーリズム通信というものが作成されておまして、全戸配布で既に

配布されているのではないかなと思っておるところでございます。この中でも書いてあるんですが、12月の8日金曜日、今週の金曜日、エコツーリズムの講演会が開催されますので、議員の皆様も時間が許すようであれば、出席して聞いてもらいたいなど、このように思っております。

6日、7日は村議会第3回定例会が開催されております。

9日、10日、第32回東京都島嶼町村職員神津島大会、神津島で開催されております。このときには60名、ほかの大島、新島、三宅、八丈から60名の職員が参加し、親睦を深めております。来年度は八丈島で開催されるということになっております。

14日ですが、大島支庁長一行来島、そして、第3回星空フェスティバルが開催されております。これは神津島空港の中で、コニカミノルタプラネタリウムとコラボした星空フェスティバルということで開催されまして、この状況を確認するために、大島支庁長、畠山支庁長と堀江港湾課長とともに来島され、星空フェスの様子を視察しておりました。このことにつきましてはまた今後も継続していきたいなというふうに思っておるところでございまして、当日、参加者がどれくらい来るか心配されたところなんですけれども、約180名の大勢の方が来てくれました。

次に、15日は神津島村敬老会、これはまだコロナとか、あとインフルエンザなどがはやっていきまして、発熱者の増加傾向にあるということから、飲食をしない、マスク着用などの対策の上、実施しております。

同じく15日ですが、新中央航空、岡部社長、前田部長が来島されております。この物価上昇の折、整備費、これは部品などの値段や燃油などが高騰したことによりまして、経営状況が非常に厳しい状況であると、報告を受けております。

次に、16日ですが、サーフィンスクール、サーフィン大会が開催されております。これはこの五、六年、毎年恒例で実施されておるところでございます。

26日は、空港保安委員会、畠山支庁長、新島警察署長、新島警察署の署長の代わりに、神津島の小島所長が、そして新中央、中村所長、私の4名が委員となっておりまして開催しております。当日は、神津島空港管理規程の一部変更、また、ハイジャック及び不法侵入対応訓練ということで行っております。この定例の委員会なんですけれども、年2回開催されることになっております。

28日は村議会第3回定例会が再開されております。

10月2日、3日、東京都副町村長会議一行が来島しております。神津島で副市町村長会議

が開催されております。

6日、東京都環境局、風力発電に係る説明ということで、私が上京中でありまして、直接、お話をしたいということでこの説明を受けました。この中で東京都としても、脱炭素、クリーンエネルギーの供給を目指して、洋上風力発電を伊豆諸島海域で実施可能かどうかの検討をしていきたいと、このようなことでございます。ただ、この東京都のお話の前に、こちらのほうには外国資本による洋上風力発電によって水素を製造すると、このような話もあるので、その点については調整をしていただきたいと、このような要望をしております。

8日です。「星空の街・青空の街」全国大会、これは全国自治体の星空、青空を売りにしている自治体に参加しておるところでございます。今年は、全国4例目として星空保護区の認定を受けた福井県の大野市で開催されておりまして、第35回目の大会開催となりました。この大会には三笠宮妃殿下も毎回出席されております。

10日、11日、全国離島振興協議会理事会及び行政視察でございますが、大分県別府市内で理事会が開催されております。令和6年度の離島振興対策事業予算の確保、そして令和6年度離島振興関係事業予算の確保に関する要望書案、令和6年度税制改正に関する要望書案、これらを議決しております。

会議後に大分県の姫島、こちらのほうの視察を実施しております。この姫島につきましては、面積が7平方キロメートル、小さな島でございますが、人口は神津島と同じぐらいの1,800人ぐらいいると。ただ、本土からのフェリーが、20分で、また1日に12往復の村営フェリーが往復しているということで、内地との仕事、内地のほうに行ったり、学校のほうにこのフェリーで通っているということでございます。またこの姫島は、皆さんご存じかもしれませんが、キツネ踊りということでも度々テレビでも取り上げられているという島でございます。クルマエビの養殖が盛んな島でして、最大17億円の養殖生産があったと。ただ現在は、半分以下の7億円にとどまっていると、このようなことでございました。

12日、神津島空港モニュメントの協議、これは離島港湾部、島嶼、そして小笠原空港担当渡邊部長、島嶼空港整備担当芳賀課長からの説明でありまして、神津島空港のモニュメントにつきまして、5年ほど前に、このようなモニュメントを作ろうということで案が決定されていたわけですが、その後、この構造では耐久性がというようなことから、またコロナの関係で、この設置が滞っておりました。島嶼は神津島の水配り伝説というのがありますので、水をイメージする模様ということで計画しておりましたが、その後、星空保護区に認定になった、このような経緯から、星空をイメージしたモニュメントにしてもらいたいと、このよ

うな要望をしたところでございます。

17日、千代田区樋口区長、秋谷議会議長を表敬訪問しております。石田議長、小林副議長、議会事務局長とともに、千代田区のほうを表敬訪問しております。今後、行政、そして議会を含めて振興交流を図っていくということで意見を一致しております。

18日、関東地区港湾整備振興大会、新橋カンファレンスセンターにて開催されております。国会議員、国土交通省、1都3県、関係市町村長、約200名が参加しました。この中で、東京都港湾の現況、そして、要望について私が代表で意見発表をしております。

19日は、自由民主党港湾議員連盟総会ということで、これは場所が自由民主党の永田町の本部で、午前8時からということで実施されておりました。東京都島嶼部の港湾の現況と、またこの要望等について、私が代表で意見を発表しております。

経済と暮らしを支える港づくり全国大会では、砂防会館にて開催されておりました。国会議員、国土交通省、関係市町村長など約800名が参加して、今後の港湾整備振興に関する要望書を満場一致で議決しております。

21日は、第46回村民大運動会、これは前年に続いて開催されております。

23日、第34回東京都道路整備事業推進大会、砂防会館にて開催されております。国会議員、国土交通省、都議会議員、関係区市町村長など約500名が参加して、東京都の道路整備推進に係る決議、宣言を満場一致で決議しております。

28日、29日ですが、28日が奥多摩町のふれあいまつりに参加しております。奥多摩町のふれあいまつり、28日午前中に参加させてもらいまして、午後からは、多摩の130周年「たまらん博」に奥多摩町の師岡町長も、こちらのほうに参加するということで、町長の車に同乗させてもらいまして、この会場である立川まで一緒に行きまして、130周年に参加しております。

29日も、この130周年に参加しております。

30日は、東京都島嶼町村一部事務組合組織団体長会議並びに東京都島嶼町村長会議が開催されておりました。これは前新島村長退任に伴いまして、東京都の島嶼町村会長、そして、一部事務組合管理者の交代があるということで会議が開かれておりました。島嶼町村長会長は私が選任されております。また、一部事務組合管理者は、利島村長が選任されております。

31日、東京都町村長会議、令和4年度東京都町村会一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定、町村会副会長の選任、これは、私がこの東京都島嶼町村会会長になったことに伴いまして、充て職で、この東京都の町村会副会長になるというようなことから、私がここで選任

されております。また、このほかに東京自治会館の再整備、令和5年度の人事院勧告の概要等につきまして報告がなされました。

11月1日、離島振興法70周年記念式典が開催されております。グランドアーク半蔵門にて開催されまして、国会議員、国土交通省、離島関係首长ほか関係者が300人ほど出席されております。この中で国土交通大臣賞、全国離島振興協議会会長賞などの表彰が行われまして、東京都関係では、八丈島の商工会、浅沼孝彦さんが、そして八丈島山下町長、青ヶ島の前菊池村長が国道交通大臣賞で表彰されております。

2日、3日ですが、有楽町神津島フェア、特設ステージにおきまして神津島のPR、そして2日目は、アニメ「ラブライブ！」のサニーパッション、神津島出身ということで参加している2名の役柄の名前なんですけれども、サニーパッションの役柄の2名の声優の方の出演もあって、大変な盛り上がりとなりました。

次に、9日です。東京都島嶼町村会研修会、これは都の港湾局、佐藤離島港湾部長、そして柳井計画課長の案内によりまして、東京みなと丸、これは海外からの来賓のあった場合に、この船を利用して港内を回るといような船で、結構豪華な船ですが、この東京みなと丸にて東京港内を視察しております。またその後、ゆりかもめで、国際クルーズターミナル駅に移動しまして、国際クルーズターミナルを視察しております。この施設は2年前に完成したということですが、このコロナ禍の中で使用されずにいました。今年、コロナ5類になったことによりまして、5月以降使用されております。基本的に国際クルーズターミナルの使用は、レインボーブリッジを通過できない8万トン以上の大型クルーズ船がここへ発着すると、このような施設となっております。

10日でございます。東京都島嶼町村一部事務組合会議、ここでは令和4年度東京都島嶼町村一部事務組合一般会計の決算認定、一般廃棄物大島処分場、八丈島処分場の現状報告。大島の処分場は平成18年5月から令和5年9月までのこの17年4か月の間に、約50%の埋立てが完了しているということございまして、今後17年間は使用可能であろうと、このような説明でありました。八丈島の処分場につきましては、平成24年の10月から令和5年9月までのこの11年間で約18%の埋立てが行われておりまして、今後40年以上の使用が可能であると、このような報告を受けております。

11日は、佐久市の農業祭に参加いたしました。5年ぶりの参加となりまして、石田議長とともに参加しております。

15日でございます。全国離島振興協議会予算要望活動、令和6年度の離島振興関係予算要

望活動を実施しております。これは北海道から沖縄まで全国離島振興協議会の理事が21名おるわけですが、この中に東京都からは、八丈島の山下町長と私の2名が理事になっておりまして、この21名の理事プラス事務局、総勢48名で衆議院議員、参議院議員、離島関係、国会議員約300名に要望活動をしております。

16日、全国市町村水産業振興対策協議会、これは定期総会となっております。全国市町村水産業振興対策協議会の中では、全国で262市町村が加盟しております。東京では御蔵島と青ヶ島を除く7町村が加盟しております。関東ブロックの中で、茨城、千葉、東京、これが関東ブロックになるわけですが、この関東ブロックの東京地区のほうでは私が東京の代表として理事に選任されて、この会議に出ております。水産業振興、そして漁村活性化推進に係る要望書案を議決しております。

次に17日でございますが、東京都島しょ振興公社理事会、第3回、第4回と継続されております。振興公社の理事長が私になっていたわけですが、島嶼町村会の会長に就任したことに伴いまして、両方なかなか兼務は厳しいということで、後任といたしまして小笠原の渋谷村長が選任されております。

同じく17日の島じまん2023実行委員会、伊豆諸島・小笠原諸島地域力創造対策協議会、この中では、島じまん2023の収支決算、そして2025、2年先ですが、開催計画についての議決をしております。まず、本年の開催、2か所に分けて開催されたわけですが、次、2025の開催につきましても、やはり安全とか、その点を考慮して会場2か所に分けて開催すると、このようになっております。アイランドリーグ2024開催につきましても、来年、これにつきましても、今年も都内で開催されておりまして、来年につきましても島では、感染症が発生した場合に対策の対策が不十分であるというようなことから、来年も都内で開催すると。そして、開催時期は7月の下旬と、このようなことで決定されております。

次に、22日でございます。東京都環境局の一行が来島されております。これは先ほどもお話ししましたように、東京都としても脱炭素、クリーンエネルギーの供給を目指したいと、このようなことで、私はもう既に説明を受けたんですが、島の方々にといいますか、改めて説明したいということで来島されております。

23日、神津島村制100周年記念式典並びに商工産業祭30周年が開催されております。三宅都議会議員、柳田佐久市長、師岡奥多摩町長、元佐久市長、神津武士さん、佐久市の江本議長、高橋奥多摩議長、島内各団体約50名の方に出席していただいております。天候もよく盛会裏に終わりました。

また、議員の皆様には、22日から23日、2日間にわたりまして出席いただきまして、本当にありがとうございました。

次に27日ですが、東京都市町村職員退職手当組合議会定例会、これも私が島嶼町村町の会長に伴いまして、充て職として、副管理者になるというようなもので選任されております。退職手当組合職員の給与条例の一部改正、そして退職手当支給条例の一部改正等、このほか一般会計及び特別会計決算の認定が行われております。

30日でございますが、長浜海岸潜堤整備に係る説明会が、これはウェブ会議で行われました。大島支庁土木課とのウェブ会議で、岡田土木課長ほか2名が参加されております。神津のほうは、私と副村長、総務課長、建設課長が出席しております。この長浜海岸の潜堤離岸堤につきましては、皆様にも既にナンバーツー、これは真ん中、3か所の潜堤離岸があるわけですが、この真ん中の離岸堤を陸側に設置することにより、上流などの影響による浸食を軽減できると、このような説明がありまして、これを設計、そして事業化し、入札にかけたわけですが、これが入札不調になったというようなことでございまして、その後、さらにシミュレーションを重ね、検討したところ、現在の位置に大型のブロックを設置することで、やはり浸食を軽減できる、これが確認されたということでございまして、今後この工法、そして事業計画等につきまして、皆さんといたしますか、村全体に説明したいということで、その際に、説明会の際に、私のほうから議員さん交えて説明会を開いてもらいたいという申出をしまして、そのような説明会を開催するというで運んでおりますので、その際には皆さんにも出席していただきたいと、このように思っております。

以上、報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（石田隆美智君） 行政報告について質問のある方は、本定例会日程終了後、時間を取りますので、そのときに質問してください。

続きまして、6として教育行政報告を教育長に求めます。

教育長、清水君。

○教育長（清水一正君） それでは、令和5年9月1日以後の主なものについてご報告いたします。

9月1日、学校始業式・引渡し訓練。2学期がスタートし、また災害に備えての引渡し訓練が行われました。

2日、神津島サッカー振興推進協議会、渋谷区サッカー協会、姉妹協会締結協定調印式、両協会は25年以上にわたり、サッカーもとよりスポーツ、芸術、観光など、幅広い分野にお

ける交流を続けてきました。お互いの理解を深め、さらなる発展を求め、次世代以降にも従前の友好関係の持続を図るため、協定が結ばれました。

11日から15日、小学校学級閉鎖。インフルエンザ等の影響で、発熱症状による欠席者が多く、1年生、6年生、その後3年生が学級閉鎖となりました。

24日、演劇イベント「ねこはしる」。芸術による社会貢献を目指すアートインAsibinaというNPO法人により、過去何度か児童福祉文化財文化賞などを受賞している演劇が行われました。命や友達の大切さがテーマで、小さいお子様には少し難しいかなと思いましたが会場中見入っていました。

29日、図書館推進委員会、今後の図書購入等の予算説明などを行いました。

30日、中学校運動会が行われました。

10月2日、梅田教育委員辞令交付式。新たに教育委員に就任されました梅田順氏に、辞令及び議員必携、教育大綱などを交付いたしました。

4日、小中学校管理職個別ヒアリング。小学校、中学校の校長、副校長の4名と、個別に学校運営や目標、また、人事等の事項についてヒアリングを実施いたしました。

6日、教育委員連合会研修、教育委員学校管理職、教育委員会事務局などを対象に、オンライン研修にて、子供を幸せにする睡眠と生活習慣をテーマに受講しました。早寝からではなく、早起きから始める。また、状況によりますが、子供を褒めるではなくて子供を認める。子供に言葉をかけるではなくて子供から言葉を引き出すなどといった内容が印象的でした。

7日、保育園運動会に出席いたしました。

12日、中学校1年生、TGG研修（お台場）。本年8月には島嶼部の教育長も視察いたしましたお台場青海にあるTGG（TOKYO GLOBAL GATEWAY）で中学校1年生が体験研修いたしました。

14日には小学校運動会が行われました。

17日から21日、中学校修学旅行。奈良、京都に行ってまいりました。

21日、第46回村民大運動会。村民皆様のご協力により盛会裏に開催されました。

9月30日の中学校運動会から4週間連続にわたっての本村の運動会が日程どおり無事終了いたしました。

2ページをご覧ください。

28日、29日、高校黒潮祭、離島留学生保護者会。第52回神津高校黒潮祭がコロナ明け後の完全復活ということで、にぎやかに開催されました。また、初日の日程終了後、来島されて

いた離島留学生の保護者の方と、役場会議室にて保護者会を開催し、生徒の様子などについて意見交換を行いました。

11月1日、島しょ地区公立小中学校教員定期異動ヒアリング。大島支庁教育長出張所の副所長が来島され、来年度の教員人事についてヒアリングを実施いたしました。

3日、女子サッカーを盛り上げるイベント。神津島サッカー振興推進協議会の主催で、神津島建設業協会様に講演していただき、参加者は、伊豆諸島に居住する女子小・中学生で、またサポート参加といたしまして東京都東久留米市でサッカー活動する女子中学生、特別ゲストとして元サッカー日本女子代表の原菜摘子氏に参加いただき、合計60名以上の参加者で天候にも恵まれ、よいイベントとなりました。

6日、島しょ地区公立小・中学校教員公募面接選考。来年度島嶼地区の小・中学校への配置を希望される方に対し、小・中学校の校長とともに都内にて面接を行いました。

8日、東京都島しょ校長会秋季研究協議会。講師、隈研吾氏。講師に新国立競技場などの設計で著名な隈研吾氏を迎え、学びの空間、これからの学校環境をテーマに講演いただきました。47都道府県の木材を使用したという、新国立競技場はもとより、コンクリートから木へ、都会から地方への分散などの内容で、特に島嶼部の学校はよいモデルになるのではないかと提言されておりました。

11日、四島少年柔剣道神津島大会。コロナ以来、実に4年ぶりとなる大会が神津島で開催されました。特に柔道においては、小学生の部や団体戦での優勝が光りました。

12日から18日、神津高校修学旅行。広島と大阪に行ってまいりました。

23日、商工産業まつり。神津島村制定100周年記念式典。教育委員会においては、開発総合センターロビーにて、100周年の一環として昔の写真や年表などの資料展を行いました。こちらは12月17日まで開催しております。

24日、高校1年生、イセエビ漁に関する体験。神津高校1年生が神津島の産業、漁業の現場の労働について理解や体験を深めることを目的に、三浦漁港において、網からのエビ外し、蓄養池の見学。漁協組合長や仲買業者の方から受講しました。かつては日本有数の漁獲高を誇ったが、資源の枯渇により、来年あたりは操業も厳しいのではないかとの話に、生徒は様々な環境の厳しさを勉強されました。

28日、29日、小・中学校ランニング教室、講師、金哲彦氏。毎年指導いただいております金哲彦氏によるランニング教室を今年度も実施いたしました。西風の強い日となりましたが、児童・生徒は楽しそうに、そして真剣に指導を受けておりました。

以上のとおりご報告いたします。

○議長（石田隆美智君） ご苦労さまでした。

ここで、10時45分まで休憩いたします。

（午前10時25分）

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開いたします。

（午前10時45分）

◎一般質問

○議長（石田隆美智君） 次に、日程第4、一般質問を行います。

今定例会には、2名の議員から一般質問が提出されております。

◇ 中 村 親 夫 君

○議長（石田隆美智君） 6番、中村親夫君の一般質問を許可します。

6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 議長の許可を得まして、6番、中村が一般質問を行わせていただきます。

今回の一般質問は、別紙資料のとおり、まち・ひと・しごと創生法に伴う第2次神津島総合戦略の目的である本村の人口減少抑制対策及び地域おこし協力隊誘致について伺います。
なお、詳細については自席で質問をさせていただきます。

2014年、日本創成会議という民間の研究組織の人口減少対策検討分科会、座長は元総務大臣の増田氏です。この推計ですと、現在1,800ある市町村のうち、30年後には半分に消滅するという衝撃的な内容の発言がありまして、増田ショックと呼ばれました。日本の各市町村は、人口減少や少子高齢化、地域衰退などの問題を抱えております。神津島村も少しずつですが人口の減少が進行しています。これらの問題に対して努力する自治体とそうでない自治体では格差が生じます。人口減少にしても努力する自治体が微減、少しずつ減っていきませんが、努力していない自治体は急激に人口が減少してしまいます。

今回の質問は、人口減少の抑制を図る意味合いで質問をいたします。

村は、まち・ひと・しごと総合戦略、人口ビジョンに基づいて、第1次神津島総合戦略の施策、評価、結果を見据えて、取組をさらに強化、発展させるとして、第2次神津島総合戦

略を策定しました。第2次神津島総合戦略の目的に、本村の人口抑制とあります。村では令和2年（2020年）3月に第2次神津島村人口ビジョンを策定して、人口の長期的な見通しを検討し、目標人口、令和12年度（2030年）、1,700人としました。

国立社会保障人口問題研究所の推計によると、第5次総合計画の目標年度、令和12年度における神津島の人口は1,527人になると推計されております。しかしながら、移動人口の推移状況を踏まえるとともに、第2次神津島村まち・ひと・しごと総合戦略で掲げた村の施策の効果が着実に反映することによって、目標年度である令和12年における人口は1,690人が見込まれるとしております。

ここで質問に入ります。

第2次神津島村総合戦略は、資料のとおり四つの基本目標と施策体系を掲げて取組を推進するとしております。

基本目標の2の交流人口と関係人口の増大についての施策として、（2）で、若者の移住・定住の促進について、移住・定住のための相談対応を進めて、住居や仕事等のきめ細かな情報提供サポートを行って、移住者の受入れ姿勢を整備する。空家バンク制度の充実を図るとともに、定住化対策を充実させることで、移住希望者への積極的な支援を行うとしております。

現在の空家バンクの状況を村長に伺います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、答弁させていただきます。

第1点目に、現在の空家バンクの状況ということでございますが、神津島村では、平成29年度より、島内における空家の有効活用を通じて定住対策の充実と住宅確保を図ることを目的にして、神津島村空家バンク制度を展開しておるところでございます。

具体的な事業内容といたしましては、島内で空家を貸したい人、そして、借りたい人の情報を紹介していく、このような制度になっておるわけでございます。

これまでに、住宅を貸したいという方の登録でございますが、延べで6件しかありません。6件となっております。現在はこの登録はされておられません。

一方、借手としましては、登録されている方は、こちらも延べ人数であります26人ありました。借手のほうの現在の登録者数は5名となっております。

そして、この借手・貸手の中で成立した案件が、これが4件が成立しております。いずれにしても、空家を貸したい、そしてこの貸手の登録数が少ないという傾向にございます。

定住促進という点からも、この空家バンク制度の有効活用が求められていることから、村といたしましても、積極的に村のホームページや、文字放送、チラシの作成など、情報発信を行うほか、定住化対策事業交付金、これらの補助によりまして、住民の経済負担の軽減を行っているところでございます。

さらに、島内では家を借りたくても借りることができないという住民の声を聞くように、村といたしましても、島内住宅不足という課題があるという認識を持っておるところでございます。

今後もこの空家バンク制度の有効的な運用を図っていききたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 村長のご意見は分かりました。

いずれにしても空家バンクがあまりないという現状ですと、IターンやUターンの若者が移住したくても移住できない。移住者の受入れ体制がまだまだ整備されていないのではないかと、かように思います。

やはり基本目標を掲げている以上は、少しでも目標に近づく努力を惜しまない、このような姿勢が大切であると言えます。

これで、次に関連してくる質問も、やはり同じようなことなんですけれども、次の質問をします。

村が一般村民から借りている借家が16軒ほどで、そこには村職員が居住していると伺っております。移住者が島に来たくても来られない状況なので、十数世帯程度の居住ができる村職員住宅を建設することが必要ではないのか。村長の所見を伺います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） 2点目の質問といたしまして、職員住宅を建設することが必要ではないかということでございます。

議員のご質問のとおり島外の方が移住したくても住宅がなくて移住できないという状況があることは認識しております。それどころか、先ほどの質問にもありましたとおり、答弁を申したとおり、島民が島内で住宅を借りたくても借りることができないというような状況があります。

さらに、村役場におきましては慢性的な職員不足となっておりまして、その職員採用においても住宅がないことから島外からの職員募集が行えなかったと、このような時期もござい

ました。

村としても、確実な役場職員の充足と安定的な行政運営のためにも、職員住宅の新たな確保が必要であるという、この判断の下に、さきの9月の定例会議議会におきまして、職員住宅建設の設計費を補正計上させていただいたところでございます。

今後の計画といたしましては、令和6年度と令和7年度、この2年間にわたって、それぞれ職員住宅を建設したいと、このように考えております。また、職員住宅の規模につきましては、現在のところ、10世帯以上の規模になるのかなと、このように考えております。

今後、この職員の不足、島内の住宅不足の状況、さらには建設予定地など、この状況を十分に精査した上で、具体的に計画を決定してまいりたいと、このように思っております。

さらに、現在、役場職員が住居として16軒の民間住宅を借り上げておりますが、今回この職員住宅が完成しましたら、島内におけるこの住宅不足問題も、少しは改善、解消されるのかなと、このように考えておるところでございます。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 令和6年から7年にかけて、職員住宅を建設したいと、10世帯程度。

非常にこれは朗報でした。人口減少が少しずつ進む中、人口減少抑制の取組は大きな課題でもあります。また問題でもあります。難問題が山積ではありますが、クールヘッドにウォームハートという言葉があります。これは、冷静な頭脳と温かい心、情熱を注いで課題に立ち向かってほしいと考えます。

次の質問をいたします。

地域おこし協力隊とは、総務省が推進する地方活性化の取組の一つで、都市圏から人口減少や高齢化の進行の著しい地域に移住して、地域ブランドや地場産業の開発、販売等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援等の地域協力を行いながら、その地域の定住、定着を図る取組として、平成21年度、総務省より制度化されました。

令和3年度の受入れ自治体は、1,085団体、6,015名の隊員が活躍しております。政府はこの隊員数を令和8年度までに1万人に増やすという目標を掲げております。

神津島村では、2015年（平成27年）に、10月から地域おこし協力隊の活動が始まって、2015年10月1名、11月2名、2016年4月2名、2018年4月1名、2019年4月1名の隊員が移住して、7名の隊員が活動しておりました。当時の7名の隊員の抱負と活動状況及び任期満了後の就業定着は、資料及び別紙のとおりあります。

ここで当時の7名の隊員の抱負と活動状況を紹介します。

Hさん、放課後学童クラブ担当として、2015年10月に着任しております。学童保育の立ち上げと運営と同時に、学生の頃から研究していた神津島の黒曜石について研究を深めたい。将来は、黒曜石に関わる仕事に就き研究を続けたいと考えている。

Mさん、2015年11月、放課後学童クラブ担当として着任、学童保育の立ち上げと運営、保育園での英語活動、地域行事への参加を行う。子供たちと触れ合う仕事がしたく、地域おこし協力隊に応募しました。

Nさん、2016年4月、観光部門として着任。神津島出身。インターネットによる情報発信を行いながら、将来ゲストハウスの開業を目指している。

Kさん、観光部門として、2016年4月着任。ダイビングインストラクターの資格を持つ。将来、ゲストハウスの開業を目指す。

Sさん、2016年4月、農業部門として着任。耕作放棄地の開墾や高齢により手入れができなくなった畑を引き継いで、アシタバ、パッションフルーツ、キヌサヤ等の栽培、出荷を行い、島の農業を支えていきたい。

Iさん、漁業部門として着任。長年の島暮らしという思いを実現させるべく、協力隊に応募。漁業協同組合を中心拠点に漁業振興を図ることはもちろん、将来は食という切り口から地元水産物を活用した観光客誘致をと意気込む。

Eさん、2019年4月、観光部門担当として着任。神津島の大自然に魅せられ、島民の一員として、島の活性化と観光振興を図るべく、協力隊に応募。観光協会を中心拠点として神津島の魅力発信に尽力している。

以上が7名の隊員の抱負でしたが、令和5年度、神津島の就業状況は資料に示したとおり、5名の方が島に定着して就業しております。

地域おこしの任期が終わって、その地域に定着する率は、全国平均65%となっております。神津島の定着率はIさんを除くと71%です。Iさんが、地域おこし協力隊、3年間、漁協のほうにおりまして、神津島のやすらぎの里に就職したんですけれども、残念ながら彼女は、今、おりませんけれども、彼女がもし存命でしたら、86%と非常に高い就業率となっております。

ここで質問いたします。

神津島村第5次総合計画では、人づくりの推進の施策として、地域おこし協力隊の誘致を挙げております。地域おこし協力隊の募集を継続するとともに、各種の地域活動を支援しつつ、本島での定住につながるよう、受入れ環境の充実に努めるとしております。

地域おこし協力隊員は2019年4月のEさん以降、受入れがありません。今後、地域おこし協力隊員の誘致を図るべきではないか。村長の所見を伺います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは3番目の質問でございます。

今後も地域おこし協力隊の誘致を図るべきではないかということでございますが、まず初めに地域おこし協力隊の趣旨、目的でございますが、議員の質問にもありましたとおり、1としまして、人口減少や高齢化が進行する地域において、地域外の人材を受入れて、神津島であれば、農業や漁業、観光業などの産業をはじめ、地域での活動を行うことで、活性化を図る。2として、その地域活動を通じて、将来的にその地域への移住・定住を促進すると認識しております。

この目的に沿って、神津島村では、平成27年からの受入れを開始しておりまして、7名の協力隊を受け入れ、任期満了後となった現在でも、5名の方が定住し、活躍されておるところでございます。

しかしながら、現在、本村におきましては、地域おこし協力隊として活動している方はおりません。また、現在、募集も行っていないところでございます。

それではこの要因ですが、先ほど述べさせていただいたとおり、地域おこし協力隊が神津島に移り住み、移住・定住をするにしましても、住んでいただく住居がないということがございます。これにつきましては、村としても協力隊への住宅確保に向けて努力しておるところでございますが、先ほどの新しい職員住宅も選択し、これらも含めて、今後もあらゆる方法で住宅問題の解決に向けて取り組んでまいりたいと思います。

また、募集を行っていないもう一つの要因といたしましては、これも協力隊の趣旨、目的にありますように、産業における地域活動を通しての活性化と、このような点にあります。具体的には、協力隊を受け入れる場合、その分野でどのように協力隊に活躍してもらうか。どのように協力隊が地域と関わっていくのか。一方で、地域がどのように協力隊と関わっていくのか。さらには、どのように協力隊が地域の活性化を図れるかなど、受け入れる体制を十分に整えていかなければならないと考えておるところでございます。

そのような中で現在、農業分野におきましては一大事業であります神津島ファーム事業が進行中であります。協力隊の受入れ先として有力でございますが、この受け入れるにしましても、神津島ファームの具体的な運営方法を決めてからになると考えておるところでございます。

いずれにしても、誘致しても事業として本末転倒、受け入れた方がいいが事業が進んでいかない、このようなことにならないように、第一に協力隊の活躍場所の整備、そして協力隊の住宅の確保など、受入れ体制を十分に整えた上で、必要な時期に誘致を行っていききたいと、このように考えております。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 今回の村長の説明のとおり、やはり地域おこし協力隊を誘致するにしても、この住宅問題と、そして受入れ体制、この二つが課題ですよということは分かりました。

最後になりますけれども、前田村長は、村民が乗り込んだ神津丸の船長として、かじ取りをしております。決して順風満帆な航海ばかりではなくて、しけ航海のときもあるでしょう。数々の荒海を乗り越えて目的地に到着する。そのような意気込みと情熱を注いで、また、今以上に、ガバナンス力を発揮して、村政運営を行ってください。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（石田隆美智君） これで、6番、中村親夫君の一般質問を終わります。

ここで1時30分まで昼食休憩といたします。

（午前 11時10分）

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開いたします。

ただいまから、建設課長、浜川浩一君が出席しております。

（午後 1時30分）

◇ 鈴木 佑 典 君

○議長（石田隆美智君） それでは、4番、鈴木佑典君の一般質問を許可します。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 議長の許可を得まして、4番、鈴木が一般質問をさせていただきます。

大まかな趣旨としましては、人口減少課題について。各項目、1、子育て環境について、2、医療・福祉・高齢化について、3、空家対策・人材不足について、4、教育環境について質問させていただきます。詳細につきましては自席にて行わせていただきます。

では、質問に入らせていただきます。

神津島の人口は、2009年2千人でしたが、その後人口減少が進み、2023年10月1日現在1,785人となっており、今後の生産年齢人口の減少に伴う人材不足課題、少子高齢化課題な

ど、神津島住民の皆様が懸念を抱えております。ほか地域でも、人口減少、高齢化は進んでおり、既に各自治体にて様々な取組、政策が講じられております。

村長の少子高齢化対策として、生活基盤である産業の活性化、保育園受入れ体制の強化、結婚祝い金制度の見直し、出産祝い金支給、給食費無料化などの取組を歓迎いたしますし、これらの方向性は正しいと考えますが、解決の道筋は多様であると思われます。

特に、産業活性化の基盤には、生産年齢人口の増加が必要不可欠であり、これからの子育て世代へのアプローチ、人口増加への手だてが住民皆様の不安軽減になると考えます。神津島ならではの強みを生かした施策を期待しておりますし、議員としても積極的な協力を惜しまない覚悟です。

令和5年東京都議会3月定例会において、小池都知事は、都は来年度から、区市町村が行う独自の少子化対策への支援を新たに開始いたします。子育て支援に加えまして、結婚支援、住宅の確保、雇用、就労環境整備など、地域における多様な取組を積極的に後押しすることで、子供を望む人がより産み育てやすい東京の実現を目指してまいりますと答弁しております。

以下に、神津島の人口減少課題に対する具体的な質問をさせていただきます。

1として、子育て環境について。子供たちが安心して成長できる環境整備、既存支援のアピール、ニーズ調査が重要かと考えます。保育施設や学校の充実により、若い世代の定着を促進するための施策を推進される考えはいかがでしょうか。

具体的な施策として、保育施設の整備や、園庭の改善、雨天時の施設整備、休日や延長保育、病児受入れなど、家庭負担軽減策、同時に、保育士の負担とならないよう、人員の確保や労働環境の現状把握と改善など負担軽減策。地域の特性やニーズに合わせて調整し、自然や文化を生かした独自教育、自主放送など、神津島ならではの強みや魅力、村の子育て支援取組が見える化し、神津島で子育てをしたい、神津島だとこんな子育てができるというPRと施策を期待いたしますが、村長の所見を伺います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは答弁させていただきます。

子育て環境に関してということで、保育施設の整備や園庭の改善、雨天時の施設の整備、休日や延長保育、病児の受入れなどの家庭負担軽減と同時に、保育士の負担とならないよう、人員の確保や労働環境の現状把握と改善など負担軽減策などを実施し、子育てのしやすい神津島をとということでございますが、まず、施設の整備の件につきまして答弁いたします。

この施設整備につきましては、大規模改修から小規模な改修まで、必要に応じ実施してあるところでございます。

昨年も4番議員のほうから指摘のあった、雨水が道路に流れているというような指摘もありまして、これにつきましても即改善をしたところでございます。

また、近年の大規模な施設整備としましては、平成29年度に2歳児以下の幼児の受入れ体制の整備のために、給食作業室の改修、2歳児保育室及び子供家庭支援センターの事務室、一時預かり室を整備しております。

令和2年度には、建物の老朽化に伴う大規模改修工事として、屋根のふき替え、外壁の改修、外部サッシ交換等を行っております。

そのほかにも、門扉や空調機等の改修も行っており、今後も、引き続き安全な保育環境を維持するために必要な施設整備を、随時、一様にはできませんので、随時行っていきたいと、このように思っております。

また、この園庭の改善につきましては、園庭の現状、風雨によって表層部の土が減ってしまっていて、へこんでいる部分があって雨水がたまるというような状況も起きております。これらの排水面は、落ち葉とかそのほかのごみが詰まったりというようなことで、園庭に雨水がたまって、非常に登園する、また退園するにも難儀をしているというようなことから、一時的ではありますが、その通路の部分をコンクリートでたたいて、昨年、これらを実施したということもあります。

また、今後の排水設備の整備と連動しまして、園庭の改修はやはり必要であると思っております。ですから、これを例えば小・中のように、人工芝ではなくて天然芝にした方がいいのか、また人工芝のほうがいいのか、どうしても天然芝になりますと管理のほうがなかなか大変というようなこともありまして、そこら辺も今後、協議・改善していきたいと、このように思っております。

また、休日や延長保育、そして病児の受入れということでございますが、これらについては、職員の勤務体制上、現状では実施されておられません、ご存じのように。延長保育につきましては、4時から5時半まで受入れを行っております。現在、51名の園児の中で、16名がこの延長保育を利用していると、このような現状になっております。

また、病児の受入れにつきましては、体調不良のお子様につきましては、やはり他のお子様への感染等が懸念されるために受入れができないというような状況になっておりまして、また、これらを受入れするには、医務室とか安静室、専用スペースを確保して、衛生面に当

然配慮し、それでまた、看護師の配置を要するというようなことから、施設整備の面とか人員確保の面で、今実施されていないということをご報告しておきます。

ちなみに、保育園児の今後の入園の見込みなのですが、来年度、令和6年度では15名、令和7年度は11名、令和8年度では14名と見込まれております。ただ、令和9年度が、今年度生まれた方たちがこの令和9年度に保育園に入るというようなことで見ますと、今現在3名が見込まれておりまして、これからまだ2名ほど増える、二、三名増えるというような、この3月までの年度内にですね。ですから、令和9年度については5名もしくは多くて6名、このような見込みとなっております。

神津島においても、この少子高齢化対策は喫緊の課題であると思っております。保育の充実、運営につきましては、今後の見通しを持って展開していく必要があると、このように考えておりますので、今後、施設整備や人員の確保、これらの問題がありますので、内部協議、そして関係機関との連携も含めて実施していかなければならないと、このように思っております。

この人員確保については、先ほども6番議員の一般質問の中でも述べましたが、何せ人が集まらない、今現在も保育士を募集していますが、何せ集まらないというのが現状でございます。やはり保育園は、人が直接、保育士とかが直接サービスを提供するものですから、何せ人が集まらないことには事業も展開できないということが現況となっております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） ありがとうございます。

施設整備について、園庭の改善等を、今後改善していくという、ありがとうございます。

神津島の、一応令和2年度から令和6年度で、子供・子育て支援事業計画を策定しており、ニーズはもう既に調査しているのかなと私は思います。

そこで一つ、ファミリーサポートセンター事業、また、病児・病後児童保育事業を計画して進めるというお話があったんですけども、担当に伺ったところ、コロナにて開催できなかったと、この後はどうするのかというところで、令和6年度にまた計画をするのかなと私は思うんですけども、今現在、また、保護者の方たちとかいろんなニーズが変わってきていると思いますので、そちらのほうの把握、そしてそこから計画を進めていただければと思います。

もう一つ、その事業計画の草案ができましたら、ぜひ、神津島のホームページ、村役場のホームページに掲載はしているんですけども、こちらをパブリックコメントをいただける

ようにしていただければと思います。そうすると住民の周知にもつながりますし、また住民の参画にもつながると思いますので、ぜひ、パブリックコメントを提示できるようにしていただければと思います。

あともう一つ、ほかの自治体ですともう既に、神津島のパンフレットを見ますと、神津島の観光のみの宣伝になっているんですね。ただしほかの自治体ですと、もうそこに、その自治体で子供の子育て支援に対してどのような支援をしているかという魅力をもうPRしています。例えば、結婚祝い金で幾らとか、あとは子育て支援で幾らが出ているとか、そのような表示もされていてPRをしているという形なんです。

神津島でも、もう既に様々な取組をしていますので、そちらのPRも効果的だと思いますし、また、児童・生徒の文化的なイベントも神津島では行っていますし、何よりも自主放送でいろんなイベントを記録しているというところは、ほかにはない強みだと思います。ほかとの違いが魅力となるとと思いますので、そちらのほうもPRすることで、Iターン、Uターンの判断材料になるのではないかなと思いますし、住民に周知することで、また神津島の魅力づくりになると考えますので、そちらのほうのPRもしてみたらいかがかなと考えます。

では、次に質問させていただきます。

2として、医療・福祉・高齢化について。

神津島村第5次総合計画にて、「目指すべき島の姿は、医療や福祉が充実し、誰もが健康で安心して暮らせる島」とあり、本村では、神津島村健康増進計画を策定し、目標として「健康寿命の延伸、QOL（クオリティー・オブ・ライフ）の向上」としており、健康予防を中心に、村として情報提供と周知を行っていくとあります。

1、生活支援及び社会参加の促進を図ることを目的に、加齢性難聴の補聴器購入補助（離島では器具の調整支援も含めるのが課題）の検討について所見を伺う。

2として、子育て支援も含めた予防医療として、子供の歯科矯正などに係る交通宿泊費の補助などの支援策検討について所見を伺う。

3として、神津島の独居高齢者の方の中には、今後何かあった場合を不安に感じている方もおります。個々にどのような不安があり、どのようなサービスを求めているかなど、ニーズ調査を行うことで大まかな不安要素が明確となり、中・長期的に自治体でできること、共助によるシステム構築など、各分野や各関係機関と共有し、今後の高齢化社会に対応していくことが健康寿命の延伸とQOLの向上につながると考えますが、村長の所見を伺います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、この２番目の医療・福祉・高齢化ということでございまして、３点ほど質問されておりますので答弁させていただきます。

まずその前に、先ほど４番議員さんからのほうの提案といいますか、提言といいますか、ありました、これから計画づくりをするに当たってパブリックコメントをいただきたいとか、パンフでPRしたらどうかとか、そのような点、できるものについては今後もやっていきたいと。新たにやるものについても検討して、有効的なものについては取り組んでいきたいとこのように思っております。

それでは答弁させていただきます。

まず、加齢性の難聴の補聴器購入補助の検討をということでございますが、現在、障害者総合支援法に基づいた難聴等聴力に障害があり障害手帳を交付されている方は、これは言わずと皆さんもご存じのとおり、補聴器の購入時、補助対象となっておりますところでございます。

難聴には様々な原因があり、加齢によるものは、一般的に老人性難聴と呼ばれております。老人性難聴でも、程度によっては、聴覚での身体障害者手帳の交付に該当する場合があります。そして、老人性難聴で障害者手帳が交付されれば、補聴器を購入する際に補助を受けられると、このような仕組みになっておるところでございます。

いずれも障害者と医師がこの障害者であると、このように医師が認めて障害者手帳が交付された場合に限り、この法令に従って補助対象となっておりますわけでございます。

先ほど４番議員さんが申し上げましたとおり、できることなら、村も全てのことを本当に取り入れて、皆さんに提供できればなと思うところなんですけれども、加齢性難聴につきましては40代以降から始まることが多いとされております。65歳以上では３人に１人、そして、75歳以上では２人に１人が難聴の自覚があると、このような報告がされておるところでございます。

村としても、できる限りということで考えたいのですが、ただ、やはりこれには予算の関係もございまして、限られた予算の中で、この村政運営を行っていかねばならない。このような現状から、加齢性難聴に伴うものによるものについては補助対象外と、このような方針を取っておるところでございます。

ただ、島嶼部においては、唯一、利島が実施しているということでございますが、ただ、対象人数等考慮した場合に、神津島では現在のところ、やはり対応は厳しい状況であるのかなと、このように考えておるところでございます。

次の、子育ての歯科矯正に係る交通費・宿泊費という点ですが、これも加齢性難聴と同じ

ような状況でございまして、歯科矯正については、歯並びが悪いと虫歯の原因になる、そして、かみ合わせが悪いと胃腸の不備といいますか、胃腸が悪くなる原因になるなど、確かに予防医療の範疇に含まれますが、自由診療となっておりまして、保険適用外となっております。

しかし、指定された疾患がある場合や、顎変形症、これは顎のほうですね、顎変形症のような場合は健康保険が適用される場合があります。健康保険が適用される矯正治療の場合には、乳幼児の医療費助成制度が利用できるようになっております。

このように、治療となった場合は交通費の助成対象にもなってくると思いますが、先ほども申し上げましたように、財政的な観点、そして予防となる対象が広範囲になってきます。線引きも難しくなります。現時点では、やはりこの保険対象となる治療を交通費、宿泊費の補助の基準にと、このように考えております。

ちなみにですが、今、令和6年度の当初予算組みの編成を行ってところでございますが、この財政的な面で、30億800万円の収入見込みがあります。これに対して37億9,200万円の予算要望が出ておるというところで、約8億円の大規模な予算要望カットを行わなければならない、このような状況にあることを、ここで報告させていただきます。

次の3点目ですが、独居高齢者の方々の様々な不安に対しどのようなサービスを求めているかニーズ調査を行い、健康寿命の延伸と、これはQOLとなっていますがクオリティー・オブ・ライフというふうに呼ぶらしいです。このクオリティー・オブ・ライフとは何なのかと、簡単に要約しますと、患者さんが、病気した方が、病気治療後も自分らしく、納得のいく生活の質、これを維持する、このようなことで説明がありました。

この健康寿命の延伸と、クオリティー・オブ・ライフの向上をという、この点につきましては、現在、独居高齢者を含めた高齢者、そして、若年層でも独居の方の見守りを、現在、民生児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、保健医療課の理学療法士、看護師等によって行っており、その方一人ひとりに合ったサービスの検討など、毎月1回の会議を開催し、その中で、この情報を共有し、検討を行っております。特に不安に感じている方に対しては、地域包括支援センター、これはやすらぎの里に事務局があります。また、福祉課が窓口となっていていつでも相談に応じる、このような体制を取っております。民生児童委員、社会福祉協議会などが仲介して相談に乗る体制もできております。

4番議員がおっしゃるこのニーズ調査ということにつきまして、特に高齢者は読み書きが困難な方も多く、このニーズ調査をやる場合には、聞き取りで調査を行うということになっ

てくると思います。この聞き取り調査というのは、もう既に先ほど話しましたように、各機関が連携して常に相談の窓口を開いておりまして、そのような体制を取って実施しているということでございます。

やはり、困り事があつたら、まず、やすらぎの里の地域包括支援センターとか福祉課に連絡を欲しい、それによって、自宅にも直接伺う体制も取っておりますので、気軽にご相談いただければなど、このように思っておるところでございます。

少しでも体調が悪い方や、足腰が弱って引き籠もりがちになっている方には、このケアマネジャーや理学療法士、看護師等が自宅を訪問し、介護予防サービスのデイ・サービスやあしたば体操、そして、いくばあ会の活動などに参加してもらうなど、少しでも健康維持できるように努めておるところでございます。

健康寿命の延伸とクオリティー・オブ・ライフの向上に向け、老いて足腰が弱くなり、耳も聞こえづらくなりますと、1人で問題を抱え込み、引き籠もりがちになりますが、少しでも自身の体の違和感や悩みなどがある場合は、まず本人が直接役場にこれなくても、民生委員、相談を受ける機関が、先ほど申しましたようにありますので、それを活用していただきたいと思います。

そして、これを自分がその相談や何かをすることによって、自分にはどういうサービスが向いているのか、どういうサービスが受けられるのかということも分かってまいりますので、とにかく、本人もそうですが民生委員、見守り体制のあらゆる機関を通して相談をしてもらいたい。それによって介護予防、健康づくりを提供できると。今でもそれを実際にやっておるところでございます。

今後の中・長期的という考え方では、足腰が弱るなどのこの前に取り組む介護予防サービス、これを安定的に提供するために、やすらぎの里の地域包括支援センターや潮彩の会、地活のあしたば体操、そしていくばあ会などの安定した運営ができるためにこれらの補助を行っております。

サービス低下を生まないように努め、さらなる提供できるサービスの質の向上と量、サービスの向上を確保、これらを目指して進めていくと、このように考えております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） ありがとうございます。

1番の加齢性難聴と、こちらのほうは財政難、なかなか予算的に厳しいというお話。しかし加齢性難聴が認知症との因果関係があるというところ、また、村長も言われていたとおり、

ひきこもりやコミュニケーション不足になる可能性もあります。

こちらのほうの予算組みができないとしても、例えば周知をしていただいて、もし難聴気味であればそういう補聴器を購入したほうがいいとかという周知はできると思いますし、また、住民の特定健診、こちらには聴力検査は入っていないのですが、今後検討していただいたりとか、周知する方法が幾らでもあるかと思いますので、もしご検討いただければと思います。

また、2番の歯科矯正もそうなんですが、村長もおっしゃったとおり、歯並びによるそしゃく、あとは運動能力、こちらのほうも健康との因果関係があります。なかなかこちらの本村での財政状況では厳しいかと思うんですけども、私個人としても、東京都のほうへ働きかけたりとか、いろいろ考えていきたいと思いますので、ご検討いただければと思います。

3番、高齢者についてなんですが、民生委員、社協、地活、そこで情報共有をしていると。その情報共有の中から、実際にどのようなサービスが必要になってくるのかというところが重要かと思います。今現在行っているところは、全て予防としてあしたば体操とか保健センター、潮彩の会とかでも、ほとんど予防として行っているところがメインであります。もちろん、その予防が一番大事だとは考えます。

その代わり、もし、その後に、レベルとしては居宅サービス、デイ・サービス等も含めて、次に、サービスつき高齢者住宅、サ高住、4番として、最終的に特別養護老人ホームがあるというふうに私は考えています。

そのレベルごとに、もしかしたらニーズが、必要になってくるところが、何のサービスが必要になってくるかというところが重要になってくると思います。私個人的には、高齢者が増えて予防をしていたとしても、例えば配食サービス等が必要になる可能性もありますし、また、入浴サービスが必要になってきたりとか、ここら辺の情報共有も、民生委員さん、社協、地活等で全て情報共有がされており、今後、村の指針となるということがもう明確であるのであればそれにこしたことはないと思います。

では、次の質問に入らせていただきます。

3、空家・人材不足について。

全国的に空家は増える傾向であり、国や自治体にて様々な取組が行われており、本村でも空家などの改修補助支援、空家バンク制度、行っております。人材不足課題に重要な移住者の住居環境手当、手だてとしても重要な課題であると考えます。

1、空家予防の手だてとして、空家にならないように売る、貸す、使う解体するなどの分

かりやすい手段の情報周知や、メリットやデメリット、今後空家にならないようにどうしたいか、ニーズ調査と意識づけが重要かと考えますが、空家予防の対策を伺う。

2、人材不足解消の手だてとして、移住希望者ツアーなどの仕事と島暮らしの見える化や交流、PR事業を行うことも必要かと考えるが、村長の所見を伺う。

3として、多様で柔軟な働き方、行政と住民との協働の推進、人生100年時代、人口減少に伴う人材不足などを考慮し、地方公務員の兼業について許可基準を明確にし、社会貢献のための兼業を促進することについて、村長の所見を伺います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） この3点目に入る前に、この空家対策・人材不足に入る前に、先ほどのつながり医療・福祉の中で、予防介護は進められておるけれども、それ以後の直接的なサービスの提供をということですが、これらにつきましてはもう、例えば入浴サービスであったりとか、食事のサービスであったりとかという話が出ましたが、特養ホームのほうでそれらは既に実施されて、デイ・サービスの中で、食事であったり、入浴であったりというようなサービスを実施しておるところなんですね。

ですから、それ以外にまた家にいる人に対する、例えば、食配の関係でも、実際にやっておるところでございまして、できるものについては村としてはやはりやっていきたい。ただ、何もかにもできますよということではないことも、皆さんにはちょっとご理解をいただきたいなと思っております。今後も、当然この少子高齢化の問題もありますので、引き続いて、村としてはできることを少しずつ、もう順番に、一気にこれはできませんので、取り組んでいくということをここで申し上げておきます。

それでは、空家対策・人材不足について答弁させていただきます。

まず、1点目の空家予防ということでございますが、現在この件につきましては、先ほどの6番議員さんとの質問の中で重複する部分もあろうかと思っておりますけれども、回答させていただきます。

現在、村では空家対策の一環として、空家バンク制度、そして、空家の改修費の補助、これらの支援を行っておるところでございます。当然ながら、これらの支援につきましては、制度を整えるだけでは課題解決とはならないために、村としても多くの方に利用される制度となるよう、情報発信が重要と考えております。

具体的には、空家バンク制度やこの空家の改修費補助など、この制度の情報発信として、これまで村のホームページやテレビ文字放送、広報誌はもちろん固定資産税の納税通知書を

発送する際など、これらを利用して分かりやすくまとめたチラシ等を作成し同封するなど、意識づけを行っておるところでございます。

さらに、これらの情報発信が村から住民への一方通行とならないように、住民からの問合せがあった場合には、住民ニーズを酌み取り、柔軟に補助要綱を見直ししてきたほか、各関係機関との連携を図って、住民の声に耳を傾けているというところでございます。

例えば、現在、社会福祉協議会では、見守り訪問サービス事業として、独居高齢者世帯を中心に週1回程度の自宅訪問活動を行っており、この活動の中で、住宅への不安等について相談も可能であります。このように実施しております。このほかにも、やすらぎの里によるデイ・サービスや、役場保健師の訪問事業なども展開しておりますので、引き続き、住民の方に寄り添ったニーズを収集する体制を各関係機関と連携しながら進めていきたいと、このように思っておるところでございます。

この2番目の人手不足の解消という点につきましてですが、人手不足は村職員に限ったことだけではなく、また神津島だけのことではなく日本全体が今、人手不足に陥っている状況にあります。現在、本村職員の不足につきましては、ホームページ、文字放送、そして村内の村内放送といいますか、スピーカーによる村内放送等で募集を行っていますが、ほかにも閲覧できるサイトを増やすなど、さらに積極的な募集を行っていきたいと思っております。また、職員住宅の確保を行い、応募しやすい環境づくりも同時に進めてまいります。

その上で、この直近の移住促進事業として、東京都行政部の事業としてありますが、神津島への移住・定住の促進や、関係人口の創出に向けて、神津島の生活や自然、文化などを体験、地元住民との交流ができる神津島村暮らし体験ツアーを受入れを行っておるところです。

この事業につきましては、本村では、先輩の移住者との交流、学校、病院などの生活関連施設の視察といった島暮らしをイメージできる行程に加えて、厳しい住宅供給状況を踏まえ、関係人口の創出に重きを置いたワーケーション体験というコンセプトで、今年の9月と10月、2回、ツアーを実施しておるところでございます。

この事業において、参加者からリアルに神津島の生活を体験でき、とても参考になったなどの意見もいただいておりますので、PRにつながったと考えております。

今後、東京都には移住・定住の担当部署もありますので、引き続き、連携を図りながら推進してまいりたいと、このように思っております。

次の3番目ですが、地方公務員の兼業促進ということでございますが、地方公務員の兼業につきましては、公務の能率の確保、そして職務の公正の確保、職員の品位の保持等のため

に、国家公務員と同様許可制が今現在採用されております。これは地方公務員法の第38条というところでございますが、具体的には、地方公務員は許可なく次の行為を行うことができない。

まず1点目として、営利団体の役員等を兼ねること、2番目に、自ら営利企業を営むこと、3番目に、報酬を得て事業または事務に従事することというふうにあります。仮にこれらに該当しないにしても、現在のこの神津島の職員不足という状況から、余力でもし兼業を行うということであれば、その余力で現公務を執行してもらいたいと、このような思いでおります。

今、現状ですと定時で終業できる部署もありますが、部署によっては、職員が不足している関係から時間外の業務が避けられない部署もあります。許可制によるこの方法はそのまま従来どおり変更されておりましたが、現時点では、このような理由から、その時間、空いている時間を村民の皆様のために、そして、この村の行政運営のために使っていただきたいと考えておるところでございます。

ただ、今後職員も充足されてというようなことであれば、公共性が高く地域の発展そして活性化に寄与するというようなことであれば、今後の職員の状況とか環境が整った段階で検討することも必要であると、私はこのように思っておるところでございます。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） ありがとうございます。

空家に対しての現段階で社協による見守り、週1自宅に訪れて様々な相談を受けてくれると、そこで調査してくれていると、ありがとうございます。今後、空家が増える状況にならないように、今のうちに様々な情報を共有して、この改善策というのを見いだしていければいいなと思います。

現在、職員を募集している状況ですが、文字放送を見ても、かなり職員の募集等が見受けられます。私感じるところが、先ほど村長がおっしゃったのは、暮らし体験ツアーというのは多分民間のほうで行っているところではないかなと思うんですけども、例えば、村の職員を募集するにしても、いきなりこちらのほうの島に来てどういう状況かも分からないでというのはちょっと厳しいのではないかなと考えます。例えば、離島留学生であっても、説明会であったり見学ツアーというものがありますので、もし可能であれば、そのようなツアーを行って、この職場の状況とか神津島の状況というものを見て、そこをメリットとデメリットを踏まえた上で来ていただければ、一番ミスマッチがないのではないかなと考えます。

これは実際にツアーを行わなくても、例えばアイランダー等で実際に職員がそのような説明をしてもいいと思いますし、オンライン等でもできると思いますので、今後そのようなことも検討していただければと思います。

また、地域の人材不足を補う公務員の兼業についてなんですが、先ほど村長、今後の活性化につながるようであれば検討していただくというお話だったんですけども、実際に、多摩島嶼のほうでの研究結果が一応出ておりまして、その資料によると、やはり現在、島嶼部とか地域のほうで人材不足のところを補う人材として、やはり多摩島嶼地域とかの繁忙期ですね、繁忙期のみだけやはり人材不足になっているというところの点なので、継続して行うというよりは、繁忙期のみに特化していたりとかするところもあります。

例えば、先日も観光客のインフラの件で、ライドシェアの導入はどうかという話合いが行われたと思うんですけども、繁忙期に事業者さんの車で、タクシーがもうないので、レンタカーありません。そこでライドシェアを導入してのという話だったんですけども、やはり繁忙期なので事業者さんもすごく忙しいわけです。繁忙期のみだけでも公務員の方がそのような役割を担っていただければ活性化につながるような気がしますし、また、スポーツ活動の支援等でも活躍できる場はあるかと思います。

もちろん地域にとっての活性化にもなるんですが、公務員が現場を知ることによって、副次的な効果もあると言われております。経験が備わったりとか、あとは公務員と民間等での相乗効果、また人脈づくり、実際に課題解決がその場で見えるので、その解決策を見いだすものにもつながっている、また職員のモチベーションアップにもつながっているという研究結果も出ていますので、今後検討していただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） この前にも申し上げたと思うんですけども、この一般質問の中で示されていない件に、この場でいかがですかというふうに聞かれても、この一般質問に答えるためには、当然いいかげんな答弁というのはできないわけで、いろいろな調べ物をして答弁しているわけだから、この場でいかがですかというふうに考えても、なかなか、はいそうしますとかと言えないというのが実情であるというふうにご理解いただきたい。ただ、やはり進められるものは進めていくというふうな考え方はもう私は持っていますので、ただ、当然それには予算が、さっきから言っていますが、この予算の関係でできないとかということはもう言いたくありませんし、やれるべきものはやっていると、このように考えております。

それと、先ほど4番議員さんからこうしたらどうですかということで、アイランダーの中

でも、やはり職員が出向いて、そちらのほうでこの採用に関する相談にも乗っておるというところでございます。ですから、もうできるものはやっていきます。そこら辺で、先ほどから4番議員さんが提案されているように、こういうこともありますよという、そういうものを提案していただけると大変に助かります。これからもよろしくお願いします。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） ありがとうございます。

次に4として、教育環境について教育長に伺います。

令和5年東京都議会3月定例会において、浜教育長は、島嶼地域の教育充実のためデジタル化が必要であり、都は、町村教育委員会と連携し、統合型校務支援システムを導入、クラウドサービス活用、コスト低減と導入期間短縮を図り、教員の情報共有や指導力向上、働き方改革に取り組む。また、教育データの分析を通じて、小中高の講師をまたいだ一貫した教育データの分析を行い、適切な指導環境を検証し、島嶼地域独自の魅力的な教育を目指すことを述べました。

教育環境からのアプローチとして、神津島独自の魅力的な教育環境の創出が大事だと考えます。

1、具体的には、小中高一貫教育とした一貫教育構想による継続した確かな学力の育成、オンラインを活用した多様な学習、神津島独自の自然文化、歴史など魅力的な教育、地域と連携し、島全体で子供たちを育て、世界教育と生きる力に根差した教育など、郷土愛の醸成、移住・定住の選択肢になると考えるが、教育長の所見を伺います。

○議長（石田隆美智君） 教育長、清水君。

○教育長（清水一正君） それでは、答弁させていただきます。

まず、本村教育現場におきましては、各種研修会や小・中学校連携協議会、また神津島村授業基本モデル等により、取組事項と振り返り事項等の一致を図り、結果を共有することで異なる学校段階にわたって教育を見通し、小・中学校の関係を連続性、一貫性で捉えることを目指しています。

令和3年度からは学力向上のために、小学校と中学校が共通して取り組む事項を設定し、共通項目を毎年度当初に定めております。また、小・中学校、高校との関係についても連続性、一貫性で捉えることを目指しているため、高校や中学校における、次年度入学生を対象とした体験授業の実施、また、教員による小中高それぞれへの出前授業も実施しております。また、様々な行事や授業に、児童・生徒も学校の枠を超えて参加しています。

また、部活動では、サッカー部において、中高の一貫指導として合同練習を実施しております。

また、オンライン活用ということでは、東京都において管内教員等の連携強化事業ということで、今後本格的に、自治体間、島同士、また学校間の教員の情報交換を円滑にし、研修の効率化を図り、授業づくりや学校運営等に役立てるための取組も始まります。

また、学習におきましては、TGG（TOKYO GLOBAL GATEWAY）とのオンライン授業、また、神津中学校では、島嶼部4島の中学校生徒会のオンラインサミットや、韓国の中学校との生徒会活動の授業等でも活用されております。

本村の歴史や文化、自然など、教育学習過程にはこれまでも多く取り入れ、特に総合の学習などでは、郷土資料館や地域人材、地域資源などを活用した学習活動が行われております。これは、地域性や地理的条件を生かした教育活動でもあり、大変よい授業であると考えております。

なお、移住・定住となりますと、住居や就労などの課題はありますが、神津島の自然、文化、歴史に触れての郷土愛の醸成は、私の振興プランの柱の一つでもあります。今回、その一環として、この12月1日より、郷土資料館の入館料につきまして規則改正を行い、神津高校生以下の児童・生徒等については無料とさせていただきました。これを機に、今まで以上に来館していただき、神津島のことを学んでいただければ幸いです。

本村では、子供たちの教育の場は、幸いにも小中高とそれぞれ1校ずつあり、18年間、親元を離れることなく安定した教育を受けられる環境が整っております。ですが、今後は児童・生徒数の減少や施設の老朽化、また、国全体でも教員の成り手不足など、学校教育を取り巻く環境も厳しいものがあります。

このようなことを複合的に考えても、議員の言われるとおり、一貫教育構想は学びの場を確保し、そして、目指す子供像を共有し、長いスパンでカリキュラムを編成、実現していくためにもますます大切になってくると考えております。

以上です。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） ありがとうございます。

今現在でも、連続性と継統一貫性の取組をしているというご回答いただきました。安心しました。ありがとうございました。

この間、先進地視察で議員研修の報告もありましたとおり、小値賀島のほうでも一貫教育

を行っており、生徒の一貫した教育データ、それを基に学力向上にもつながっているという話もありました。

そこでの取組で、学力以外にも子供たちの夢というものに対して、それも小学校から中学校、高校までの、もちろん夢は変わっていくことですが、子供たちの夢を見える化をしているんですね、誰でもそれを見れるようになっていきます。もちろん、その教員に対しても教員がこの子はどんな夢があって、では、こういうことを勉強もつとしたほうがいいよとかというアドバイスもできるというのも一つですし、地域、神津島にも様々な地域人材がおりますので、そのような情報共有をすることでも、地域人材が子供たちの夢に対して応援する、支援する形ができるのではないかなと思います。

そのような独自の教育方法のほうが、神津島の魅力づくりとしてつながっていくのではないかなと私は考えます。

最後に、人口減少課題へのアプローチ、これは多様であると考えます。教育面に関してもそうですし、子供・子育て環境についても様々なところでアプローチできる場所はあるかなと考えます。一番大事なところは、神津島とほかの地域のどこが違うのか、こちらを分析していただいて、その違いこそが魅力として強調してアピールできる場所ではないかなと私は考えます。

神津島はとてもすばらしいところだと思いますので、ぜひ、地域ブランディングを上げていっていただいて、少しでも神津島の人口減少課題への一助となればいいなと考えます。

以上、質問を終わります。

○議長（石田隆美智君） これで、4番、鈴木佑典君の一般質問を終わります。

ここで2時45分まで休憩したいと思います。

（午後 2時25分）

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開いたします。

ただいまより企画財政課課長補佐、清水国光君が出席しております。

（午後 2時45分）

◎議案第42号～45号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） ここでお諮りします。

日程第5、議案第42号 「神津島村常勤職員に対する給与条例の一部を改正する条例」か

ら、日程第 8、議案第45号 「神津島村一般職員の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」まで、関連がございますので一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号から議案第45号までを一括議題とすることに決定しました。

議案第42号から議案第45号までの提案理由の説明を求めます。

総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） それでは、議案第42号 「神津島村常勤職員に対する給与条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。

今回の条例改正では、第 1 条で、代休について、令和 5 年度分の勤勉手当、期末手当について、主幹の廃止について。第 2 条で、在宅勤務手当の追加、令和 6 年度以降の勤勉手当、期末手当を改正するものです。

第 1 条として、第13条ただし書を次のように改める。「ただし、勤務時間条例第 4 条の規定により任命権者が職員に休日の勤務に替えて代休日を指定した場合には、休日給は支給しない」。

第19条第 2 項第 1 号の勤勉手当、同項第 2 号、第21条第 2 項の期末手当、同条第 6 項及び別表第 1、別表第 2 の改めについては、人事院勧告によるものです。

別表第 3（第 4 条関係）の 1 の表中「、主幹を削る」。これは、5 級職から主幹を削除するものです。

第 2 条第 1 項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。これは、給料以外の手当に在宅勤務手当を加えるものです。これも人事院勧告によるものです。また、在宅勤務手当は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にも適用するものです。

第10条は、月平均10日を超えて勤務を命ぜられた職員は、在宅勤務手当を 3 千円支給するとしたものです。

なお、必要な事項は、今後、規則で定めます。

第19条第 2 項第 1 号、勤勉手当、第21条第 2 項、期末制定に関しても、人事院勧告による改正です。

会議資料16ページ、17ページをお願いします。

休日勤務手当について、下線部分「ただし、正規の勤務時間外に勤務しても休日勤務手当

は支給されない」を「ただし、勤務時間条例第4条の規定により任命権者が職員に休日の勤務に替えて代休日を指定した場合には、休日給は支給しない」に改正するものです。

第19条第2項について、下線部分「100分の100」を「100分の105」「100分の47.5」を「100分の50」へ、第21条第2項について、下線部分「期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて」を「100分の125を乗じて」へ、第6項、定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする」を「「100分の125」とあるのは、「100分の70」とする」へ改正するものです。

続いて、別表第3、第4条関係。5級職の欄から「主幹」を削除するものです。

続いて、20ページ、21ページをお願いします。

第2条、2行目「通勤手当」の後に「、在宅勤務手当」を追加。

第10条の2第2項、通勤手当の月額の上に「第10条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員」を追加、規則で定める職員の後に「、に限る」を追加、第10条の2の後に「、第10条の3」を追加、在宅勤務の対象となる1か月当たりの勤務日数、在宅勤務手当の金額、その他支給に関する必要な事項を規則で定める内容を追加するものです。

続いて、22ページ、23ページをお願いします。

これは令和6年度分についてです。

第19条、勤勉手当について、第2項第1号、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員「100分の5」、第2号、定年前再任用短時間勤務職員「100分の50」を、第1号「100分の102.5」、第2号「100分の48.75」へ、第21条、期末手当について、第2項、期末手当の額を「100分の125」から「100分の122.5へ乗じた額」へ、第6項、定年前再任用短時間勤務職員は「「100分の125」とあるのは、「100分の70」とする」を「「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする」へ改正するものです。

続きまして、議案第43号「神津島村長等の給料に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。

この改正は、村長の期末手当の改正になります。

第1条は、令和5年度分について、第2条は、令和6年度分についてとなります。

新旧対照表4ページ、5ページをお願いします。

令和5年度分について、「基礎額に、「100分の165」を乗じて得た額とする」を「「100分の175」を乗じて得た額とする」へ、令和6年度分について、第5条、「当基礎額に、

「100分の175」を乗じて得た額とする」を「「100分の170」を乗じて得た額とする」へ改定するものです。

続きまして、議案第44号 「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。

この改正は、議員の期末手当の改正となります。

第1条は、令和5年度分について、第2条は、令和6年度分についてとなります。

新旧対照表4ページ、5ページをお願いいたします。

令和5年の分について、第4条下線部分「「100分の165」を乗じて得た額に」を、「「100分の175」を乗じて得た額に」へ。

6ページ、7ページ。

令和6年度分について、第4条下線部分、「「100分の175」を乗じて得た額に」を「「100分の170」を乗じて得た額に」へ改正するものです。

続きまして、議案第45号 「神津島村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。

この改正についても、人事院勧告によるものです。

会議資料4ページ、5ページをお願いいたします。

給与月額を表のとおり改正するものです。

なお、現在、本村に任期付職員はおりません。

以上、説明を終わります。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君） 42号の4ページのところなんですけれども、附則のところの2番、令和5年4月1日から適用するというこの適用範囲なんですけれども、別表第1と別表第2についてという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 暫時休憩にします。

（午後 2時57分）

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開します。

(午後 3時02分)

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） 1番議員さんのご質問のとおり適用されます。

○議長（石田隆美智君） 1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君） そうすると今年の4月1日から適用するとなるので差額の分が出ると思うんですが、その支給方法など分かれば教えてください。

○議長（石田隆美智君） 暫時休憩します。

(午後 3時04分)

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開します。

(午後 3時10分)

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） 職員の差額分については、4月に遡った上で今月分の給与、21日支給の給与で差額分を支払うということになります。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 同じく議案第42号の神津島村常勤職員に対する給与条例の一部の改正をするところで、3ページ、在宅勤務手当、第10条の3、住居その他これに準ずるものとして規則で定める場合とあるんですが、住居その他という、これに準ずるという、これはどのようなところを想定されているのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） 今回の条例の改正では、そこまでの細かいことは決めておりませんが、今後、規則で定める予定ではいるんですけれども、例えば自宅以外の、例えばサテライトオフィス等で勤務をした場合も一般的には該当しておりますので、今後、そういう方向性で考えていきたいなとは思っております。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

7番、鈴木君。

○7番（鈴木国忠君） 単純な質問ですけれども、同じく議案第42号の中で、課長の説明したんですが、別表第3の第4条関係の中にある表にある主幹ですよね。主幹職を削るというこ

とですが、本村においては、この主幹職をなくするという事だと思えるんですけども、ほかの町村というのはあるんですか。置いているんですか。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） 条例上に主幹職を置いてあるかについては、ちょっと調べておりませんので、申し訳ありません、お答えすることができません。

○議長（石田隆美智君） 7 番、鈴木君。

○7 番（鈴木国忠君） 繰り返すようですけども、本村においては、今後、この主幹職をもう置かないと、今後、そういう考え方でいいんですね。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） その考えでよろしいかと思います。

○議長（石田隆美智君） 7 番、鈴木君。

○7 番（鈴木国忠君） くどいようですけども、主幹を置かなくするその意図、考え方っていうのはどういうことからなくすることになるんですか。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） この件につきましては、毎年毎年その給与実態調査といいますか、そういう呼び方だったか、給与実態調査、東京都とヒアリングを受けるわけですけども、その中で各町村と比べて神津の場合には課長職が多いと、減らしなさい、こういう指摘をずっと受けていました。その中で今、業務改革ということで課を統合しようとかっていうことも考えているわけですけども、まず、その前に主幹職を、現在まだ主幹でいる方がいらっしゃいますので、本来であればもっと早くというようなことも考えたんですけども、実際、主幹でいた方がいらっしゃいました。この主幹の方がいなくなった時点で、主幹職をなくして、もう課長職だけにします。こういう考え方でございます。実際に主幹職を含めた場合に、神津の場合には13名おりました。その中で神津は多過ぎるということです。

これとあと含めて、当然、1人でも2人でも主幹なり、課長職ですよ、要は、主幹が減れば、職員の全体の給料も下がるわけなんで、それと含めてこの係長職とか主任職とか補佐職、これらにつきましては、数が補佐は何名、係長は何名というふうに決まっていたんですけども、そちらについては、では、人数の制限を撤廃しようということで、今、職員全体の給料アップに、そうすれば係長職が増えれば、その分は給料のほうも全体的なアップになってきますので、そういう考え方の下に課長職については、主幹ですね。主幹職については、今回削除すると、こういうことでございます。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

それでは、議案第42号から議案第45号まで1件ずつ順にお諮りします。

日程第5、議案第42号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

次に、日程第6、議案第43号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

次に、日程第7、議案第44号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

次に、日程第8、議案第45号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第9、議案第46号 「神津島村税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） それでは、議案第46号 「神津島村税条例の一部を改正する

条例」についてご説明いたします。

今回の改正内容の概要といたしましては、国の令和５年度税制改正で地方税法が改められたことにより、これまで住民税の均等割に上乗せされておりました復興特別税が令和５年度に廃止され、この復興特別税と入れ替わる形で、令和６年度から森林環境税が導入されることとなりました。この国の税制改正に伴い、本村の税条例においても規定の整理を行うものでございます。

また、このほかに住民税などの扶養親族等申告書や軽自動車税の環境性能割及び種別割についても、国の税制改正に伴い、一部規定の改正を行っております。

それでは、詳細内容につきまして、会議資料新旧対照表に沿って説明させていただきます。会議資料６、７ページをお願いいたします。

条例第34条の９、株式配当所得等の控除の規定でございます。

現行規定におきましては、上場株式等に係る配当所得や株式等譲渡所得については、住民税や地方税が源泉徴収されており、その所得について確定申告をした場合に源泉徴収された税額を控除することができますが、この規定について森林環境税にも適用させる改正を行っております。

続きまして、同じページ、条例第36条の３の２でございます。

こちらは、住民税における扶養親族等申告書の手続を簡素化する規定となります。具体的には、前年に提出した扶養親族等申告書について、内容の変更がない場合には、その旨を記載して提出ができるよう規定の改正を行っております。

なお、会議資料では11ページの中段、６項までがこの改正内容となります。

続きまして、会議資料の11ページ、条例第38条をお願いいたします。

ここでは、３項におきまして森林環境税の導入に伴い、森林環境税を住民税の均等割として賦課徴収することを定めております。

同じく条例41条でございます。

こちら、森林環境税の導入に伴い、納税通知書に記載される税の納付額につきましては、森林環境税を含めた金額を表示することを規定するものでございます。

続きまして、会議資料12、３ページをお願いいたします。

条例第44条、こちらにつきましても森林環境税の導入に伴うものでして、個人住民税を特別徴収の方法で徴収する場合においても、その納付額に森林環境税を含めた金額とする旨の規定でございます。

なお、第44条につきましては、会議資料ですと17ページの中段までが該当の改正箇所となります。

続きまして、会議資料の17ページの条例第47条をお願いいたします。

こちら、森林環境税に伴うものでございます。住民税などの納付方法には、特別徴収と普通徴収がございます。納税者の方が会社を辞めるなどした場合には、特別徴収から普通徴収へと繰入れといいまして、その納付方法が切り替わります。この際、特別徴収で納めていただいた税金に過不足がある場合には、普通徴収で納めていただく税金において、その差額を調整して納付いただいております。

今回の税制改正におきまして導入される森林環境税においても、市町村が、神津島村が過不足の調整ができることを規定するものとなっております。

続きまして、会議資料では22、3ページをお願いいたします。

条例第15条の2でございます。こちらは、車両、車を取得した際にかかる税金である環境性能割に関する規定でございます。

環境性能割は、取得する車両の燃費性能などに応じて税率が定められておりますが、現行の規定ですと自動車メーカーによる燃費性能の不正行為があった場合、本来の環境性能割の税金の不足金額に対して10%加算されて課税されておりました。今回の改正によりまして、不正防止の観点から、この加算割合を35%に引き上げるものでございます。

続きまして、会議資料24、5ページをお願いいたします。

第16条の2でございます。こちらは、軽自動車税の種別割に関する規定でございます。

この種別割とは、車種や車両の用途、そして該当車両の排気量によって決められる軽自動車税のことでございますが、こちら先ほどの環境性能割と同様、現行の規定ですと自動車メーカーによる不正行為があった場合には、本来の種別割の税額の過不足金額に対して10%課されておりましたが、こちらを35%加算に引き上げるものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 今の説明の中で、企業による不正行為とありましたが、具体的にどういうことを指すのですか。

○議長（石田隆美智君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） こちらの自動車メーカーによる不正行為ということですが、例えばの例といたしまして、例えば車の排気量が2千ccであったり、3千ccである場合には、軽自動車税が変わってまいります。しかし、その排気量を自動車メーカーのほうで偽って登録した場合については税額が変わってまいりますので、その差額については35%に上乗せすると。その上乗せされた税率については、自動車メーカーのほうで納税義務が発生するという形になります。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） なかなか村の職員のほうでは分かりませんよね、その状況は。

よほど摘発とか、そういうことがなければ、2千なのか3千なのか分からないですよ。ね。
電源切ってしまえばいい……

○議長（石田隆美智君） すみません。暫時休憩します。

（午後 3時27分）

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開します。

（午後 3時28分）

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 今のはメーカーが排気量を偽った場合、これは国の機関とかそういうところでないと分かりませんよね。なかなか小さな市町村でそういうことはね。これは、あくまでもメーカーが払うということですね。罰則の部分は。

○議長（石田隆美智君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） おっしゃるとおり自動車メーカーの不正行為につきましては、我々職員も分かりづらいところがございますが、例えば国の立入検査等で発覚するなどのケースが想定されると思います。

また、その納税については、メーカーのほうを支払義務を負うということになります。

また、先ほどの答弁で、私、誤った表現をしておりましたので、訂正をさせていただきます。

排気量2千cc、3千ccに対して軽自動車税と申し上げましたが、訂正させていただきます。自動車税の誤りでした。申し訳ございません。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

4 番、鈴木君。

○4 番（鈴木佑典君） この税条例の改正、復興税が森林税に変わることによって、住民への何か影響があるのか、そちらのほうの説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） この森林環境税の導入の目的でございますが、気候変動問題に関する国際的な取決めであるパリ協定、この枠組みの下で温暖化効果ガスの排出規制目標の達成など、世界的な基準が示されているところであります。その上で各自治体においても、その森林を守っていかうという動きを強化しようという国の方針の下、この税が導入されている経緯がございます。

そういった意味でも、この税については、将来的、森林環境譲与税という形で村の歳入として入ってまいりまして、村のほうでは、例えば森林を守るための松くい虫の対策経費等に充てさせていただくなど、島の森林、森というか木々の保全に努めてまいりたいというふう考えております。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第46号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第10、議案第47号 「神津島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長、小川君。

○福祉課長（小川徳証君） それでは、議案第47号 「神津島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の説明をいたします。

まず、その前に文言の修正が一部ありまして、お願いしたいと思います。

まず、議案の4ページになります。4ページの5行目にありますが、終盤のほうに「行政手続にあける」という形で誤記がありまして、これは「おける」の間違いですので、修正をお願いいたします。すみません。そこが間違っております。

同じく、11ページの新旧対照表で、改正後の段の13行目のところに、同じく「行政手続にあける」という形の表記になってしまっておりますので、申し訳ございませんが、訂正させていただきます。

それでは、条例の説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、国の医療保険制度改革の一環として令和6年1月1日に施行される出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割保険料及び所得割保険料を免除するもので、第18条（国民健康保険税の減額）の第3項及び第19条の2（出産被保険者に係る届出）として条文を追加するものでございます。

それでは、新旧対照表に沿って説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

18条の第3項としまして、国民健康保険税の3行目ですね。（当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額）ということで、その出産される方に対しての所得割額、均等割額が減額となるという文言となっております。

そして、1号では、国民健康保険税には基礎課税分と後期高齢者支援分、また介護保険分という形で三つの構成となっておりますが、そのそれぞれの所得割額、そして均等割額の減額となるという文言の追加でございます。

まず、この7ページにあります（1号）ですね。1号の下から2段目、当該出産被保険者の出産予定日（地方税法施行規則第24条30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の、次のページですね。に属する月、以下を出産予定月となります。その前月（多胎妊娠の場合は3か月前）からと出産予定月の翌々月までの期間、これについては「産前産後期間」というふうに位置づけられるということで、これを具体的に言いますと、出産予定日の1か月前から出産後の2か月まで、これが免除されるという期間になります。

この条例につきましては、出産被保険者に係る届出ということで、次のページ、11ページに出産被保険者に係る届出として、第19条の2ということで新しい項目が追加となっております。

この条例につきましては、令和6年1月1日から施行となっております。

以上、説明を終わります。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 新旧対照表の7ページ、先ほど課長が言いました産前産後3か月、前が1か月、後が3か月という課長の説明では、そういう説明だったんですが、それでいいわけですか。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、小川君。

○福祉課長（小川徳怔君） 出産予定月、例えば来年の1月に出産されますと、1か月前ということで12月1日から、1月に出産されますから2月、3月分の2か月間が減額されるということになります。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 先ほどの課長の説明だと、出産のときには通常だと4か月の減免となる。多胎児の場合には6か月ということによろしいでしょうか。

あともう一つ、先ほど課長の説明で免除という話も出たんですけれども、これは保険税の免除になるのか減額になるのか、そちらの説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、小川君。

○福祉課長（小川徳怔君） 多胎の場合は6か月というふうになります。単体の場合が4か月の減額という形の表現とさせていただきます。免除にならない場合もありますので、減額という形の表現にさせていただきます。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） これは、ほかの自治体のホームページを確認しますと、死産の場合、流産の場合、早産の場合、また人工中絶等も含むということが明記されていますが、本村でも同じだと思うんですが、それで間違いがないかということと、今後、この可決された場合に、ホームページ上で分かりやすく周知するということはお考えでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、小川君。

○福祉課長（小川徳怔君） 議員さんのおっしゃるとおり、条例にも書かれておりますので、死産ですとか流産ですとか、そういった期間の免除は適用されるという考えであります。

また、この周知につきましては、その該当者が私どもでも把握できますので、その該当者

に対して説明をしていくような形で行っていきたいと思っております。

○議長（石田隆美智君） ほかに質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第10、議案第47号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

ここで4時まで休憩いたします。

（午後 3時40分）

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開いたします。

（午後 4時00分）

◎議案第48号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第11、議案第48号 「東京都島嶼町村一部事務組合の共同処理する事務の変更及び東京都島嶼町村一部事務組合同規約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） それでは、議案第48号 「東京都島嶼町村一部事務組合の共同処理する事務の変更及び東京都島嶼町村一部事務組合同規約の変更について」をご説明させていただきます。

提案の理由としまして、東京都島嶼町村一部事務組合の共同処理する事務を変更し、東京都島嶼町村一部事務組合の規約の一部を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により提出するものです。

会議資料4ページ、5ページをお願いいたします。

第3条中「組合」の次に「の共同処理する事務」を「事務」の次に「とし、組合は別表左欄に掲げる事務の区分に応じ、同表右欄に掲げる組織町村の当該事務」を加え、同条の次に

2号を加える。

第7号「児童手当及び児童育成手当の効率的な支給のため、共同で実施する申請処理、支給及び報告に関する事」、第8号「給与事務の効率的な処理のため、共同で実施する給与算定等に関する事」を追加するものです。

以上、説明を終わります。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君） 新しくできる第7号と第8号についてですが、神津島が入っていないようですけれども、理由をお伺いします。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） 児童手当についても給与処理についても、約3年にわたり各担当が参加したワーキンググループを開き、その中で検討、その結果を分科会でさらに検討し、最終的には幹事会で検討した結果、住民サービスの維持、もしくは向上、費用負担、職員負担の軽減につながらないと判断したため参加しませんでした。

ただし、これは現時点の判断であり、今後の状況によって参加を検討する場合もあるとお考えいただければと思います。

○議長（石田隆美智君） 1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君） 8号についてはいかがでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） 児童手当についても給与についても、先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第11、議案第48号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君）　続きまして、日程第12、議案第49号　「令和5年度東京都神津島村一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

提案理由の説明を歳入歳出全款にわたり求めます。

企画財政課長、高橋君。

（企画財政課長・説明）

○議長（石田隆美智君）　提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

6番、中村君。

○6番（中村親夫君）　歳出の17ページです。総務管理費、情報通信費、14節の工事請負費、島嶼モバイル通信ネットワーク環境整備工事、当初予算で5千万円計上しておりました。先ほど、工事が中止になった説明がありましたが、その中止になった理由の説明をお願いします。

○議長（石田隆美智君）　情報通信課長、鈴木君。

○情報通信課長（鈴木　敦君）　昨年度、島嶼モバイル通信ネットワーク環境整備委託ということで、まず不感エリアの解消を目的とした基地局の設置を計画しておりました。場所として選定する前に条件というのがありまして、携帯電話会社4キャリア、ドコモ、au、ソフトバンク、楽天、この4社ともが不感であることというのが、まず条件となりまして、選定した場所というのが2か所、都道を含む清掃センター方面と、それから千両池、さいんばら方面を当初計画したんですけれども、千両池方面については、もう今も建っていると思いますが、JTOWERというところが基地局になるベースの柱を設置して通信キャリアを誘致しているというところで、そこは計画から外しました。

次に、清掃センター方面については、調査を昨年度行ったんですけれども、この調査の中で通信キャリアとの交渉というのが大きなウエイトを占めておりまして、今言った4キャリア全てが事業に参加しないということを表明した結果、事業を断念せざるを得ない状況になったというのが理由でございます。

○議長（石田隆美智君）　6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 思うに、沢尻地区、ここは特養ホームやすらぎの里、あそこも不感エリアで現在も非常にドコモも使えない状態で、緊急の場合とか非常に困っておるんですね。何で最初から状況が分かっている、沢尻の辺の対象にならなかったのかなど。

そこで、今後は、では6年度以降、そういうような不感エリアの解消ということで考えておるのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 情報通信課長。

○情報通信課長（鈴木 敦君） 沢尻湾、それから特養ホームがドコモが入らないのは、私も認識しております。当然、ドコモに対してはアプローチは以前からしているんですけども、単独で基地局の設置というのはしていただけていない状況です。

先ほども申し上げたとおり、4キャリア全てが不感であるということが条件になっておりまして、特養ホーム、それから沢尻湾については、au、ソフトバンクは不感の状況にはなっていないということがありましたので、今回の対象とはできなかったというのが実情でございます。

将来的には、今の通信キャリア4社と交渉を進めていく中で、キャリアの要望として、まず4キャリア全てが不感であるという条件が厳し過ぎると、それについては、何とか国のほうに要望していただきたい旨も聞いておりますし、補助金を出していただきました東京都さんについても、厳しいので何とか国のほうにお願いをして、この条件の緩和をしてほしいというお願いはしております。今後、それがどうなっていくかについては、現時点ではまだ分かりませんが、要望のほうはしていきたいと思っております。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） ただいまの説明でよく分かりました。

今後も善処して対応していただくようお願いします。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 同じところなんですけど、先ほど課長の清掃センターのほうやらなかった理由というのを、すみません、もう一度お願いします。

○議長（石田隆美智君） 情報通信課長、鈴木君。

○情報通信課長（鈴木 敦君） 現在、清掃センターについては、どのキャリアも通じていない、向こうに行ったら電話が使えない状況であるのは皆さんご存じだと思いますけれども、通信キャリア側からすると、自分が基地局を建てたときに、その施設をメンテナンスしていかなければいけない。そこにユーザーがいなければ、そこにお金をかけるというのはなかなか

か難しいという状況がありまして、通信キャリアについては、全部駄目だったということでございます。

○議長（石田隆美智君） 4 番、鈴木君。

○4 番（鈴木佑典君） もともと、その不感地域の場所をこれで、島嶼モバイル通信ネットワーク環境整備工事でやる予定なわけですね。そうしたら、そこも含まれるのではないかなとは思いますが、その4社がそこをやらないという決定で、もうそこがやらなくなったということでもいいんですか。

○議長（石田隆美智君） 情報通信課長、鈴木君。

○情報通信課長（鈴木 敦君） あくまでも、基地局のベースになる設備をこの事業でつくって、その環境をつくったところに通信キャリアさんが機器を乗せて、初めて携帯電話が通じられるようになるという仕組みなんですけれども、そこに対する費用、それから費用対効果を通信キャリアさん、やはり民間事業ですので考えておりまして、どこも通じないところというのは、逆に言うと人の出入りがあまり期待できないところしか、もう残っていないという状況もあるのは現実です。なので、神津島村の中でまず電力があることっていうのが前提になるんですけれども、電力があって4社とも不感であるところというのは、なかなか場所を見つけていくのも厳しい状況の中での千両池方面、さいんばら方面と清掃センター方面、清掃センターだけではありませんので、その清掃センターを含む都道周辺、本当はそこで実は特養ホームのことも検討したんですけれども、特養ホーム、沢尻湾を含む広域エリアでの供給っていうのは、なかなか場所的に一つの基地局では厳しかったというのも状況の中には入っているというふうにご理解いただければと思います。

○議長（石田隆美智君） 3 番、清水君。

○3 番（清水 勉君） 47ページの16節の公有財産購入費、ここでは、当初489万5千円計上されておりまして、今回、275万5千円の減額。この減額については、工事に変更されたのか、地主の方が提供されなかったのか理由はあると思うんですけれども、その理由と、この場所について説明をお願いします。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） まず、場所については、農道柑が沢線、道路排水の浸透池の用地となります。

この該当用地につきましては、令和3年度ですか、浸透池のほうを構築しました。それで、今回減額になった理由なんですけれども、当時は地権者の正式な相続人がまだ決まっており

ませんでした。今年度に入りまして相続人決定しまして、用売の手続をしていたんですけれども、相続人さん、地権者さんの諸事情によって継続的に借地でお願いしたいというようなご意向がありましたので、引き続き借地にいたしまして、公有財産購入費のほうは減額させていただきます。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） あまり突っ込んで聞くと、プライバシーのことがあるんですけども、件数だけでも結構なんですけど、何件件数はあるんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） 対象地権者さんは1件となります。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 47ページの農業用水施設費の14節工事請負費で、農業用水施設改修工事、桑沢・高根地区ですね。これは、当初は5千万円で計上してありましたけれども、さらに1,017万円ほど追加してありますけれども、その理由の説明をお願いします。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（桜井隆明君） この工事の増額ですが、この工事自体は、今、桑沢地区に設置してあります農業用水のポンプ、地下水をくみ上げるポンプが経年劣化により、新たに別の場所に新設する工事になります。

当初は5千万円で計上してあったんですが、これとは別に、その現ポンプ施設に隣接している送水ポンプ場が隣接しているんですが、この送水ポンプ場のポンプが、これは来年度更新をする予定だったんですが、この劣化が著しく進んでおりまして、そのポンプが来年までどうやらもちそうもないんで、急遽その送水ポンプを工事に追加したための1,017万円の増額の工事となっております。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） そうした焼山地区のほうが759万円ほど減額になっておりますけれど、これは桑沢・高根地区のほうに1千万円ほどお金がかかったから、その分、今回は減額したということなんでしょうか。関係してあるんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（桜井隆明君） この事業は、桑沢・高根地区の委託と改修工事、焼山の委託と改修工事、4本がセットになっております事業でありまして、トータルの補助枠っていうんですかね、それがあまり追加できないということで、こちらの工事費のほうを桑沢・高根地区

のほうに回したというか、それで焼山地区については来年度です。

桑沢地区の送水ポンプ場は来年度予定していましたが、それがなくなりますので、その分は来年度焼山地区のほうに回るといった形になると思います。

○議長（石田隆美智君） 5番、関君。

○5番（関 真樹君） 45ページの農林水産業費のほうの工事請負費、農業施設消防設備改修工事について説明をお願いします。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） こちらの農業施設消防設備に関しましては、農業施設というのは、つまりにある農協の建物のことになります。農協内の消防設備が9月の点検の際に不備が見つかりまして、急遽補正にて対応することになりました。それに伴う70万円の増額となっております。

○議長（石田隆美智君） 7番、鈴木君。

○7番（鈴木国忠君） 23ページ、委託料が戸籍情報システムということで、戸籍のシステムと附票システムがそれぞれ減額になっているわけですが、予算は、これは全額減額という考え方でよろしいんですか。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、小川君。

○福祉課長（小川徳桎君） 減額は、全額減額となっております。

○議長（石田隆美智君） 7番、鈴木君。

○7番（鈴木国忠君） 減額となった理由を説明してください。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、小川君。

○福祉課長（小川徳桎君） この事業につきましては、令和6年度に実施するというので、今年度は予算を減額するということになっております。6年度当初で計上いたします。

○議長（石田隆美智君） 1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君） 13ページの雑入のシェアサイクルの120万円ですけれども、11月末で実証実験終わったと思うんですが、利用者数の数ですとか、あと実証実験終わっての評価、それから次年度の予定など、分かりましたら教えてください。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） シェアサイクルの実証実験、11月で終わっておりますが、細かい数値等はまだまだこれから出てきますけれども、今回、歳入のほうで120万円の歳入が入れてありますけれども、主に7月、8月の繁忙期での収入が、ちょっと私どもも思っていた以

上の収入になっております。

もともと神津で交通難民ということで、観光客の方がタクシー、レンタカー等なかなか借りられない、バスもいっぱい乗れないということで、今回、シェアサイクルを試験的に導入しました。

もともと地元業者としてレンタバイク、レンタサイクルとありますので、金額的にはそちらに負担がかからないような料金設定をしたんですけれども、意外と利用者が多かったと。産業観光課としましては、今後もこのシェアサイクルのほうは導入に向けて働きかけていこうと思いますけれども、既存業者も商売ありますので、その辺の兼ね合いも含めて、現在、地域公共交通会議等で検討している段階ですので、確定ではありませんけれども、村としては導入に向けて尽力していきたいと考えております。

○議長（石田隆美智君） ほかに質疑ございませんか。

7 番、鈴木君。

○7 番（鈴木国忠君） 38、39ページ、民生費の予防費、委託料で結核・肺がん検診94万8千円の減額となっておりますわけですが、実際の受診者というのは何名おられたのか説明願います。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） 結核・肺がん検診につきましては、結核検診のほうが予算計上60名に対して実績85名、結核については25名上回っておりますが、肺がん検診につきまして、予算計上120名に対して実績94名マイナスの26名となっております。

○議長（石田隆美智君） 1 番、小林君。

○1 番（小林正吾郎君） 同じページのインセンティブを用いた健康づくりの増額についてなんですけれども、9月に実施されたと思うんですが、人数分かりましたら教えていただきたいのと、あと、9月で暑かったのではないかなと思ったんですけれども、その辺は大丈夫だったんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） まず、人数のほうですけど、年代別トータルでいきますと合計196名が参加されております。

9月の時期で暑いということ、確かに結構な汗をかいて暑い時期だったんですけど、なかなかほかのそれ以降になると日が落ちるのが早くなるという関係で、今年度については9月に実施したということになっております。

○議長（石田隆美智君） 5 番、関君。

○5番（関 真樹君） 51ページの商工費のほうの委託料、閑散期観光対策事業委託料100万円なんですけれども、これの説明をお願いします。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） こちらの閑散期観光対策事業委託料の追加、こちらは、もともと当初予算で誘客ツアーの補助がついているんですけれども、今回、その誘客ツアー分の追加、現在、東海汽船のほうが大型船の故障等で夏、繁忙期に來れなかったということで、現在、大型2等席の割引での運行をしております。それに要は便乗して、神津を知ってもらうという意味でも閑散期の誘客ツアーの補助を追加して、観光協会等のツアーへの集客、誘客を図る目的で追加しております。

あともう一つは、現在、観光庁の高付加価値化事業で民宿、宿等の改修が実施されておりますが、こうした事業をやる上で地域振興計画の策定が必要となったことで、その地域振興計画の策定に係る委託料として追加も含んでの100万円の増加となっております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 先ほど課長の説明の誘客ツアーというお話なんですけれども、こちらのほうに予算として何名等を誘客する目標でいるのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 計上額としましては、1人当たり5千円で67名を予定しております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） ツアーの内容の説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） ツアーの内容としましては、特に具体的にこういったツアーを組むというわけではありませんで、観光協会等で実施するツアーの人数を要は補助金の充てる人数を増やして回数、規模等を増やしてできるようにするためのものとなります。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 67名の方に、こちらのほうから5千円分の補助をつけるというような内容でよろしいでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） これは、ツアー料金のほうに5千円分を減額してツアー料金を設定するための補助で、あくまでもこれは観光協会に対する委託料として、誘客ツアーの

中でその分を村が負担しますので、ツアー料金のほうを安くして誘客できるようにするためのものになります。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 65ページ、中学校学校管理費の備品購入費でお聞きます。

この中で生徒用ロッカー等購入、今の時期に新たに新規で購入ということなんですけれども、その理由と全生徒の分なのか説明をお願いします。

○議長（石田隆美智君） 教育課長、氏井君。

○教育課長（氏井重和君） それでは、ご説明させていただきます。

今回のこの生徒用ロッカー等購入ということで177万5千円を計上させていただいておりますが、この時期に追加で計上した理由について説明させていただきます。

この生徒用ロッカー等の中には学習用機のほうも含まれておりまして、来年度入学する予定の生徒数の不足分を購入する予定でございます。当初、予算編成時には在庫保管分を利用する予定でしたが、この令和2年度のときにタブレットや教科書、それからノートなどを机の上に一度に出して学習上差し支えない、授業をする上で差し支えないために、ひと周り大きな机に替えてございます。それは天板だけを替えているものなんですけれども、これを来年度入学する予定数に合わせて教室内で並べたところ、収まり切れないということが分かりまして、収まったんですけれども、安全上の通路を確保することができないということで、急遽それまで従来使っておりましたひと周り小さい通常のサイズの机に替えて授業のほうを進めるということで方針が決まりまして、それに対する不足分を購入するというので、今回、急遽追加で補正させていただきました。

また、ロッカーにつきましても、経年劣化が著しくて、この机を替えるのと併せて一新してロッカーのほうも替える。これに関しては、入学してくる新1年生の教室のみを対象に計上しております。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） すみません。先ほど7番議員さんより質問のありました結核・肺がん検診の説明なんですけれども、一番大きな要因が抜けていましたので、ちょっと補足させていただきます。

先ほど結核検診、肺がん検診の人数を報告しましたが、もう一つ、喀痰細胞検査というのがありまして、こちらが予算計上120名に対して実績7名ということで、ここが一番大きな減少となったための補正となっております。補足いたします。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 40ページ、41ページで、衛生費でお伺いします。

精神保健福祉費、補正前の額531万6千円に対して412万円の減額となっておりますが、説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） 412万円の減額についてですけれども、職員欠員のため、4月から1月分までの減額となります。2月より新たに見込みがあるために、1月分までの減額がそれぞれ給料、それから手当、共済費についても同様となります。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 当初で組んだときは、1年間の職員の給料として組んだんですか。それが何月からいなくなって、この12月の補正なんですか。その辺の説明は。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） あくまでも職員1人分を採用した予算を計上しています。結果的に募集をかけても採用に至らなかったということで、今、欠員人事の状態で業務を行っているという状況となります。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） つまり、この精神保健福祉費は412万円減額補正になりましたが、仕事としては、では、そういう対象者には仕事はできなかったということですか。ほかの方が対応したんですか。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） この保健師につきましては、まず、4月以降常に募集をしていたということになりますが、現在まで採用に至らなかったということで、見込みとしまして2月より新たな保健師が、採用が決まりまして、こちらに来る見込みとなっております。

また、その保健師、本来保健師が行うべき業務につきましては、現在、看護師1名とあと臨時で本土より定期的に保健師の方に来ていただきまして、その方に指導を受けながら対応していたという形になります。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） そういうふうに対応していたということなら納得できるので、でもその割に減額大きいなと。その対応してくれた人たちには、この報酬からは払えないということですね。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） こちらの給料、職員手当、共済費につきましては、正職員の
人件費になりますので、臨時の保健師の場合は報償費のほうから支出になっております。

○議長（石田隆美智君） 4 番、鈴木君。

○4 番（鈴木佑典君） 49ページ、農林水産業、水産施設費、工事請負費、よっちゃーれセン
ターサッシ改修工事259万3千円の説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） よっちゃーれセンターサッシ改修工事につきましては、10月
の暴風雨の発生に伴って、よっちゃーれセンターの倉庫、北側の倉庫の扉が破損いたしました。
応急処置を現在していますけれども、サッシ自体を取り替える必要がある。それから、
よっちゃーれセンターのほうの2階の西側のサッシのほうも大分劣化が進んでしまった。強
風のため開閉が不具合が生じているということで、この2か所のサッシの取替え、ただ、建
物の枠が決まっていますので、以前、よっちゃーれセンターの北側の玄関、南側の玄関をや
りましたカバー工法、躯体等はそのままで、ひと周り小さいサッシをはめ込んでやる方法で
の工事を考えております。そのための工事費となっております。

○議長（石田隆美智君） 4 番、鈴木君。

○4 番（鈴木佑典君） 倉庫の扉は特に利用者には問題ないかなと思うんですけれども、2階
西側のサッシの改修に関しては、臨時休業をすとか、そのような影響があるんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 休業に関しましては、まだ予算確定しておりませんので、契
約等できませんので、補正通りました後、工事契約を結びまして、業者と相談して、よっ
ちゃーれセンターの休業日のみでの工事が可能なかどうか、それとも連続しての工事になる
場合には、2階部分の休館ということも考えていますので、それは契約後の工事業者との話
合いの中で決定していきたいと思います。その際、決まりましたら、村内放送等で周知して
いきたいと考えております。

○議長（石田隆美智君） 2 番、清水君。

○2 番（清水勝彦君） 43ページでお伺いします。

衛生費の中の需用費ですね。279万8千円追加となっておりますが、これは単純にごみの
量が増えたという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（桜井隆明君） この需用費の279万8千円の増額の要因ですが、これは10月までの実績による増額なんです。電気使用料、昨年度、電気集塵機を新しくしまして、その稼働率が上がったことによって若干使用料のほうが上がってきて、それを行う追加になります。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 45ページで、農業委員会の報酬がありますが、関連でお伺いしたいんですが、農業委員会というのは年に何回開かれているのか、それを教えてください。委員の数と。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 農業委員さんのまず人数ですが、これは6月議会におきまして任期に伴う改定がありました。以前の委員さんは1名欠の状態でしたが、改選に伴って10名の定員の確定となりました。その分の追加補正となります。

農業委員さんの会議のほうなんですけれども、こちらは回数が決まっているというのではなく、案件によっては年に5回とか6回開く場合もありますけれども、最低3回は開くような形で行っております。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） では、最低でも年に3回は開いているということで、どのようなテーマが今は多いんでしょうか。農業委員会のテーマ。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 現在、農業委員会の開催理由としましては、いわゆる農地の転用、畑地から宅地等の転用が最近の案件としては多くなっております。そういった案件が出ましたら農業委員会に諮りまして、それで転用等を行っておりますので、年によって回数が変わるということになっております。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 関連ですから、これで終わりにします。

できれば農業委員会は島の農業をどうしようかと、そういうテーマをもっと多く開くべきだと。では、農業者を応援するためにはどうするんだろうと、なかなか行政側だけで考えられないことを民間の委員さんに提言してもらうための委員会ではないのかなと、私はそういうふう考えておるんですが、それは一応そういう考えだということを申し上げます。結構です、答えは。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第12、議案第49号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎延会の宣告

○議長（石田隆美智君） ここでお諮りします。

本日の会議はこれで延会とし、明日9時30分から再開したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会とします。

（午後 4時55分）

令和 5 年 1 2 月 6 日

(第 2 号)

令和5年第4回神津島村議会定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

令和5年12月6日(水曜日)午前9時30分開議

- 第 1 議案第50号 令和5年度東京都神津島村簡易水道特別会計補正予算(第2号)
- 第 2 議案第51号 令和5年度東京都神津島村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 第 3 議案第52号 令和5年度東京都神津島村農業集落排水特別会計補正予算(第2号)
- 第 4 議案第53号 令和5年度東京都神津島村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 5 議案第54号 令和5年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

追加日程

- 第 1 議案第55号 令和5年度東京都神津島村一般会計補正予算(第6号)

出席議員(8名)

1番	小林 正吾郎 君	2番	清水 勝彦 君
3番	清水 勉 君	4番	鈴木 佑典 君
5番	関 真樹 君	6番	中村 親夫 君
7番	鈴木 国忠 君	8番	石田 隆美智 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	前田 弘 君	副 村 長	桜井 隆明 君
教 育 長	清水 一正 君	総 務 課 長	鈴木 敦 君
企画財政課長	高橋 寛規 君	福 祉 課 長	小川 徳 君
保健医療課長	鈴木 龍也 君	建 設 課 長	浜川 浩一 君
産業観光課長	渡辺 匡哉 君	教 育 課 長	氏井 重和 君
保 育 園 長	藤井 小百合 君	空港消防所長	清水 豊 君

事務局職員出席者

議会事務局長 土 谷 文 康 君

傍聴人（１名）

新 井 正 浩 君

◎開議の宣告

○議長（石田隆美智君） おはようございます。

延会を解きまして再開いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎産業観光課長発言

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） すみません。会議が始まる前に、昨日、一般会計の補正予算の中で2番議員さんより質問いただきました農業委員会の開催日程について、補足説明をさせていただきます。

昨日、私は農業委員会の開催は年に最低3回というふうに話をしたんですけれども、今年度、既に5回開催されております。私のほうが出張等で会議のほうに出られなかったものですから、少なく開催日数を報告してしまいました。

特に、農業委員会のほうは定期開催というのは決まっていますが、案件があるごとに開催して、少ないときで大体年に5回から6回、多いときには10回以上の開催の年もあります。

以上、補足説明させていただきます。失礼いたしました。

○議長（石田隆美智君） ご苦労さまです。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） それでは、日程第1、議案第50号 「令和5年度東京都神津島村簡易水道特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を歳入歳出全款にわたり求めます。

副村長、桜井君。

（副村長・説明）

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 7ページ、報酬のところの会計年度任用職員、簡易水道検針、この9万8千円の追加で、検針する方って何名でしょうか。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（桜井隆明君） 現在、検針をされている方は1名、1名が大体一月10日程度で検針を行っております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 関連になるかと思うんですけれども、例えば検針者が1名で、一月単位で検針を行っていると思うんですが、もしその方が体調不良等になった場合には、一月ではなく、例えば何日かオーバーしてしまって、検針をしてしまうパターンがあり得るのではないかなと思うんですけれども、もしそういった場合の対応というのは、どのような形を取っているのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（桜井隆明君） 1名の方が、けがとか病気とかで休んだ場合は、別の検針をされる方に取りあえずお願いして、対応するような形を取っております。ただ、やはり慣れていない部分もあるので、多少検針に時間がかかる場合もあります。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 基本立米数がたしかあると思うんですよね。その基本料があって、もし検針する日数をオーバーしてしまうと、立米数も増えてしまって支払いが多くなってしまふ。翌月には検針する日数が減ってしまって、立米数も少なくなってしまって、しかし基本料は同じく払う。ちょっと住民の支払いに負担が出るパターンが起り得るのではないかなと想定されるんですけれども、慣れていない方が一月で必ず検針できるようにする対応というのはされるのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（桜井隆明君） 検針日が遅れて、そのときの使用量が上がって、次の月の使用量が減るということ、それは確かにあり得ることではあります、トータル的には変わらないので、ただなるべく検針、当然1名の方はずっとやっていますので慣れていますが、それに代わる会計年度任用職員の方も、なかなか、メーターの位置を探すのが、場所を知るのが結構大変で、それに時間がかかりますので、一応地図的なものを作って、そのときに検針者の方に渡しておりますので、そういった対応を現在しているところでございます。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第1、議案第50号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第2、議案第51号 「令和5年度東京都神津島村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を、事業勘定歳入歳出全款、直診勘定歳入歳出全款にわたり求めます。

福祉課長、小川君。

(福祉課長・説明)

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

(保健医療課長・説明)

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 31ページ、直診勘定のところの需用費、透析用医薬品100万円の追加、こちらの説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） こちらの薬品名とか、そういうことでしょうか。

(「増えた要因」の声あり)

○保健医療課長（鈴木龍也君） 増えた要因、こちらにつきましては、どの人がどの薬品をどれだけ使うかというのが人それぞれ違っておまして、現在透析を2クールというか、午後もやっているんですけれども、もうその関係で、去年と実績を加味した場合に不足されると予想されたものですから、今回、薬剤追加の計上となっております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 関連になるかと思うんですけども、今、透析患者は多分5名いらっしゃるのかなと思うんですけども、今後、透析患者が増えた場合にも対応が可能なんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） 現在6人となっています。これから増えた場合ということでございますが、現在の状況の中では対応できません。

それに対応できるように、今、透析技師をこれから2名にしようということ、それとあとは、昨日も一般質問にありましたが、住宅の建設ですね。これらも看護師とか透析の技師とかがこれから来れば、当然住宅が必要になりますので、そのようなことも含めての住宅建設、そして透析技師の募集をしていこうと、こういう予定であります。

今6人のところも、これから増える見込みでありますので、まだ何名とか誰がということではないんですけども、そういう傾向にありますので、やはり増えた人の分が神津でできないとか、こういうことのないように今準備をしているところです。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 事業勘定のほうでお聞きしたいんですが、予算のほうは特にないんですけども、関連でお聞きしたいんですが、これはマイナ保険証の推進を図るための措置かと思うんですけども、現在の保険証が来年10月で廃止されるというふうに聞いているんですけども、その秋は何月なのか、その辺の情報というのは入ってきているのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、小川君。

○福祉課長（小川徳桎君） まだそういった情報は入ってきておりません。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 事業勘定のほうなんですけれども、14ページ、一般被保険者高額療養費の中で452万8千円補正してあります。この高額療養費というのは、一月の医療費の自己負担が限度額を超えた場合、その超過分を払い戻すというようなことで解釈しているところなんですけれども、実際、病気やけがで病院に行かれた方ですか、この高額療養費に対応する方は何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、小川君。

○福祉課長（小川徳桎君） すみません、何名という数字はちょっと把握していないもので、また後ほど調べて回答させていただきます。

○議長（石田隆美智君） ほかに質疑ございませんか。

3 番、清水君。

○3 番（清水 勉君） 直診勘定のほうの歳入のところでお聞きしたいんですが、これも関連なんですけれども、国はマイナンバーカードの普及を促進するために、医療保険証をひもづけで普及を図っているわけなんですけれども、医療機関における他人名義等のトラブル、こういうのが発生して、思うように成果が上がっていないという現状のようです。

そこで、本村のほうでは、現在マイナンバーカード保険証の準備、診療の準備はされていると思うんですけれども、今、準備のほうの段階なのか、進行中なのか、もう既に終了しているのか、何月頃からマイナンバー保険証で診療が開始されるのか、その辺をお聞きします。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） マイナンバーと保険証のひもづけを行った場合に、オンライン資格認証ということができるようになります。

現在、本村の診療所においても、機械の設置、またネットワークの整備を行っている途中でありまして、そちらが年度内に完成する予定となっております。完成した後は、4月1日を目標にしまして、歯科は歯科で別で、医科は医科で別でマイナンバーカードを挿入しまして、顔認証または暗証番号の入力において、この保険証の認証を行うことができるようになるということで、それに向けて今整備を進めております。年度内に完了する予定でおります。

○議長（石田隆美智君） 3 番、清水君。

○3 番（清水 勉君） 住民のほうは、その辺をよく分かっていない方が多分多いと思うんですよね。その辺の顔認証は、いろいろ準備があろうかと思うんですけれども、早めに周知のほうはしていただければと思います。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） 診療所のほうにつきましても、めどがつき次第、めどがつくというか、4月1日から導入予定でおりますので、それに向けて周知はしたいと思っています。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第2、議案第51号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第3、議案第52号 「令和5年度東京都神津島村農業集落排水特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を歳入歳出全款にわたり求めます。

副村長、桜井君。

（副村長・説明）

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑をしてください。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 11ページ、10節需用費のところの処理場修繕費100万円、先ほど副村長の説明で、機器の突発用のためというような内容だったと思うんですけども、今修繕が必要ではなくて突発的に機器が故障するかもしれないと、そのための予算でしょうか。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（桜井隆明君） 主には突発的な事故に対応するための修繕料の追加になるんですが、現在でも中継用ポンプの通信用のモデムとかは、これは取り替えたいなという部分もありますが、突発的な事故による修繕が、主にその追加の理由となっております。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 同じく11ページの需用費の処理場光熱水費109万4千円ですか、この減額になった要因というのをお願いします。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（桜井隆明君） この減額の要因ですが、当初予算で予定していた金額が、国の電気料の軽減措置等がありましたので、こちらが予定していたほど電気料が高額にならなかったというのが要因だと思います。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） では、電気の使用量が減ったということではないんですよね。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（桜井隆明君） 使用量が減ったということではありません。

○議長（石田隆美智君） ほかに質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第3、議案第52号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することになりました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第4、議案第53号 「令和5年度東京都神津島村
介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を歳入歳出全款にわたり求めます。

福祉課長、小川君。

（福祉課長・説明）

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。

質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第4、議案第53号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第5、議案第54号 「令和5年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を歳入歳出全款にわたり求めます。

福祉課長、小川君。

（福祉課長・説明）

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。

質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第5、議案第54号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎日程の追加について

○議長（石田隆美智君） ここで、追加日程についてお諮りします。

本日、前田村長から、議案第55号 「令和5年度東京都神津島村一般会計補正予算（第6号）」の1案件が提出されております。

これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに本日の会議を開きます。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） それでは、追加日程第1、議案第55号 「令和5年度東京都神津島村一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

提案理由の説明を歳入歳出全款にわたり求めます。

企画財政課長、高橋君。

(企画財政課長・説明)

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

2 番、清水君。

○2 番（清水勝彦君） 7 万円を支給という話がありましたが、神津島の対象件数、人数でしょうか、件数でしょうか、教えてもらえますか。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、小川君。

○福祉課長（小川徳桎君） 現在のところ180世帯を予定しております。

○議長（石田隆美智君） 4 番、鈴木君。

○4 番（鈴木佑典君） 同じくなんですけれども、180世帯で、その世帯の方たちが何か申請したりとかすることはあるんでしょうか。給付方法の説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、小川君。

○福祉課長（小川徳桎君） この議会可決後、申請書のほうを対象者に送付しまして、その申請書を持って、役場の窓口で申請していただいての給付となります。

○議長（石田隆美智君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

追加日程第1、議案第55号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎行政報告に対する質疑

○議長（石田隆美智君） ここで、村長の行政報告に対する質問等がございましたら質疑してください。

4 番、鈴木君。

○4 番（鈴木佑典君） 11月 2 日、3 日、有楽町神津島フェアについてなんですが、村長の説明で神津島の P R、そして 2 日目には「ラブライブ!」、その声優の方たちによってかなりにぎわっていたというお話だったと思うんですけども、そこでちょっとまた検討していたきたいなと思うところが、有楽町で神津島だけのフェアというのは、なかなかすごいことだと思います。

そこで、神津島の観光 P R 以外にも、先日の一般質問にもあったんですけども、もっと神津島の島暮らしだったりとか、生活の P R も可能なのではないかなと、いい機会なのではないかなと思います。

まず、そこが 1 点と、あと「ラブライブ!」で来たファンの方たちに、例えばアンケートを取っていただいたりとかして、そのアンケートで、アニメのファンの方たちなので、では次回に、もし神津島でどんなアニメがいいとか、そういうようなアンケートを取って、それを基に、そういう制作会社のほうにアプローチをしたりとか、そうするともっと効果的な宣伝ができるようになるのではないかなと考えるので、その辺の検討をしていただければなと考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） 11月 2 日、3 日の有楽町での神津島フェア、これは確かに神津島だけで実施しているということで、ほかの島ではやられていない。これも千代田区の区長、そして商工会等、連携の下に協力をいただいた上で実施されていることでございまして、これは今後も継続していきたいなと、これを継続することによって、さらに千代田区との友好親善も図られていくのかなと、このように思っているところでございます。

あと、このフェアの中で、定住等に関する、そういう P R もということでございますので、この点については、それもやはり必要なかなと、ただそれには当然人員等の配置とか、そういうのもありますので、なるべくできるような方向で検討していきたいなと思っております。

それと、このアニメの来た方々のまず様子なんですけれども、本当にこのアニメの人の情熱といいますか、もうすごいものがあって、その声優の方が出てきた一点で、もうすごい熱気といいますか、これは現場でないとなかなか表現できないのですけれども、私もちなみにアニメの声優の方が出る前に挨拶をしたんですけども、5 人ぐらいしかそれこそ並んでくれない、見てくれないという状況です。

ところが、アニメに関しては、その人たちが来るよという情報を流さなくても、流しちゃうと駄目らしいです、反対にね、結局混雑しちゃって駄目ということで、そういう情報を流さないでも、ファンの方々はどこからかそういう情報を持ってきて、それで集まっているというようなことで、これはすごいものがあるなど、このように思っております。

では、どういうアニメがいいかというのを取って提言していったらどうかというのは、なかなかこれは制作会社のほうの判断になるわけで、そこら辺で神津島の魅力、神津島でアニメを創りたいという、こういうまず魅力を分かってもらえなきゃいけないと思います。

今後、アニメの聖地にも選定されているわけですから、こういうアンケートを取って直接提言していくとかということではなくて、全体的にアニメの聖地として、今後どういうふうなものでやっていくかという、そこら辺の中で考えていきたいなと思っております。

あと、定住ブースの件では、今も実際には農協等も参加してもらって、その中で一応やっていることでございます。それらのさらなる強化、観光協会とか農協が今定住についてやっているわけですが、さらにもっと理解を深めるような方向でできればなど、このように考えています。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 10月6日の東京都環境局風力発電に係る説明と、そして以前説明会があった洋上風力の風況調査をするということになっておりましたけれども、現在のそこら辺の進捗状況がもし分かりましたら説明をお願いします。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） この6日の環境局の風力発電の説明会は、これは私が一人で都内のほうで受けたわけですが、このときには元総務局の行政部多摩島しょ振興担当部長をしておられました方から受けたわけですが、これは東京都としては今後、近県の千葉とか茨城のほうでも進められている中で、東京都としてもそれに取り組んでいきたい。だからそれを実施していくということではなく、その検討をしていくと、どのようにしたらいいのか、実際できるのかどうか、そこら辺を探っていきたいということでございます。

あと、以前にも話した水素の関係なんですけれども、これのほうは、まだいろいろ国のほうとの調整とか、そういうこともあるようでございまして、まだそこら辺の詳しい情報というのは、こちらのほうにはまだ来ておりません。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 11月10日、東京都島嶼町村一部事務組合会議、村長の説明で大島のほうに、これは一般廃棄物の埋立ての話だと思うんですけども、今現在50%完了済みで、今後17年は可能という見込みという話だったんですけども、17年たった後のその後の話合い等もされているのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） では、この17年後はどうするのかということについては、まだ何の話合いもされておられません。今後の埋立ての状況を見ながら、何年か前には当然やっていかなきゃいけない、では、その埋立てをどこにまた持っていくのかというところから話が始まるんだろうと、このように考えています。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 11月21日、防衛省一行来島、その来島目的と、その次の日の東京都環境局一行来島、これは記念式典に来るために来たわけではないですよね。その辺のところを説明してもらえますか、21と22日。

（「11月21日とそれと……」「22日、それぞれの来島目的」

「これは日付が違うのかな。ちょっと待ってくださいね。暫時休憩で。すみません」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 暫時休憩します。

（午前10時25分）

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開いたします。

（午前10時26分）

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） 11月21日のこの防衛省一行来島ですが、これは毎年必ず定例的に来てくれるんですけども、この中で防衛白書、結局近隣国といいますか、今注視されている事項らについて、日本はどういうふう to 防衛をしていくのかというのが主な内容になっていまして、この防衛白書の、次年度ではなくて令和5年度、今年の分のこうなっていますよというふうな説明に来ておられ、毎年これは定例で来ております。

近隣国というのは、ここではちょっとあれですから、お察しのとおりということでご理解いただきたいと思います。

それと、22日のこの環境局一行来島は、私が先ほど6番議員さんから質問のあった、この風力発電の関係で、既に私はもう説明を受けていたんですけれども、直接島にも行って、皆さんにも説明したいということで来ていただきました。

東京都としても、今後、風力発電、脱炭素、クリーンエネルギーということで、この供給を目指して、伊豆諸島海域でそれらを実施する可能性があるのかどうか、今後検討していきたいと、このようなことでございます。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 内容は分かりました。

11月30日に長浜海岸の離岸堤整備に係る説明会と、村長も説明されましたけれども、今まで調査をして、そのとおりになったことは一回もないんですよね。全部外れている、長浜の離岸堤については。その辺のところを村長はどう考えていますかね。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） その点につきましては、調査されたことに対して、我々は専門家ではありませんので、どうのこうのとは言える筋合いではないというふうに考えております。

東京都におかれましては、やはりその都度その都度の中で、しっかりとした調査をして実施しているということで、今回のことにつきましては、また説明してくれということでお願いしたわけですが、そこら辺につきましては、2番さんが言われたように、では、前回の調査は何だったんだというところ辺も、私も今回ちょっと引っかかるころはありまして、そこら辺、何で前回からこのようになったんだというようなことも含めて、議員の皆さんにも分かるように説明してくれと、このような申入れをしているところでございます。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 10月12日なんですけれども、神津島空港モニュメント協議、申し訳ないんですが、もう一度説明をいただきたいんですけれども。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） この神津島空港モニュメントの協議につきましては、離島港湾部の島しょ・小笠原空港担当の渡邊部長、そして整備担当の芳賀課長、2名で説明されました。

この中で、5年前に、これは7番議員さんも委員さんになっておられまして、こういうものを創りましょうということで決定されていたんですね。ところが、その後、この構造物自体が強い風とか、そういうものに対して、もうこの構造では無理でしょうというようなこと

から、再検討するということになりました。その後に、このコロナが発生して滞っていたわけでございます。

毎年6月に実施される支庁管内の事業説明会の中でも度々、その件はどうなったんだということで投げかけていたんですけれども、ようやくそれが再度、では、どういうものをもう一回やるかというようなことで協議がありまして、当初は神津島は水配りの神様ということで、この水配りに関した水をイメージさせるモニュメントをということでお願いしていたわけなんですけれども、これを星空保護区の認定を受けましたので、この星空に関連する、星空をイメージさせるモニュメントにしてもらいたいと、私のほうから申入れをしたというところでございます。

これから全委員さんも含めて、そこら辺のこういうふうに変わりますとか、こういうふうになりますとかという説明をすることになっています。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 予算のほうについては、村負担なんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） これは東京都の予算でございます。事業でございます。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

◎福祉課長発言

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、小川君。

○福祉課長（小川徳桎君） すみません、先ほどの議案第51号の中で、6番議員さんの質問にありました一般被保険者の高額療養費の費用の人数、件数についてご報告させていただきたいと思います。

現在のところ105件となっております。このペースで進んでいきますと、高額療養費のほ
うが不足するということで、補正をさせていただいたということでございます。

◎村長挨拶

○議長（石田隆美智君） ここで、前田村長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

村長、前田君。

○村長（前田 弘君） 議長の承諾をいただきまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

本定例会に提案された議案等は、本日追加提案された令和５年度の一般会計補正予算（第６号）、このほかに神津島村常勤職員に対する給与条例の一部改正や、神津島村税条例などの一部改正など６件の条例改正、そして東京都島嶼町村一部事務組合の共同処理に関する事務の規約変更、一般会計補正予算（第５号）ほか、簡易水道特別会計など特別会計６件の補正予算、合計で１３案件が上程、審議されました。全ての議案等を原案のとおり可決していただき、誠にありがとうございます。

また、先般ですが、１１月２３日、三宅都議会議員、友好都市である長野県佐久市の柳田市長、江本議長、東京都奥多摩町、師岡町長、高橋議長、神津島と佐久市の友好交流に大変なご尽力をいただきました元佐久市長の神津武士さんほか、島外から多くの来賓をお招きして開催されました神津島村制定１００周年記念式典に関しましては、議員の皆様には前日の２２日から当日２３日、この２日間にわたってご参加いただきまして、本当にありがとうございました。重ねてお礼を申し上げます。

今後も引き続き、さらなる今後５０年後、そしてまた１００年後の神津島の存続、地域活性化を目指して、私をはじめ、職員一同一丸となって村の行政運営執行を図ってまいりますので、村民の皆様をはじめ、村議会議員の皆様、各関係機関の皆様、ご理解、そしてご協力をいただきたく、よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（石田隆美智君） ここでお諮りします。

本定例会の会議に付された案件は全て終了しました。

よって、会議規則第７条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで会議を閉じます。

令和５年第４回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前 1 0 時 3 5 分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 6 年 1 月 1 1 日

議 長 石 田 隆 美 智

署 名 議 員 清 水 勝 彦

署 名 議 員 清 水 勉

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

令和５年第４回定例会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第４２号	神津島村常勤職員に対する給与条例の一部を改正する条例	５．１２．５	原案可決
議案第４３号	神津島村長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃
議案第４４号	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃
議案第４５号	神津島村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃
議案第４６号	神津島村税条例の一部を改正する条例	〃	〃
議案第４７号	神津島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	〃	〃
議案第４８号	東京都島嶼町村一部事務組合の共同処理する事務の変更及び東京都島嶼町村一部事務組合規約の変更について	〃	〃
議案第４９号	令和５年度東京都神津島村一般会計補正予算（第５号）	〃	〃
議案第５０号	令和５年度東京都神津島村簡易水道特別会計補正予算（第２号）	５．１２．６	原案可決
議案第５１号	令和５年度東京都神津島村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	〃	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 年 月 日	審 議 結 果
議案第 5 2 号	令和 5 年度東京都神津島村農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）	5 . 12 . 6	原 案 可 決
議案第 5 3 号	令和 5 年度東京都神津島村介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	〃	〃
議案第 5 4 号	令和 5 年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	〃	〃
議案第 5 5 号	令和 5 年度東京都神津島村一般会計補正予算（第 6 号）	〃	〃